

昭島市公共施設等総合管理計画 (改定版)

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改定)

昭 島 市

改定にあたって

本市では、保有する公共施設等の適切な維持管理に努めるために「昭島市公共施設等総合管理計画」を平成 29(2017)年 3 月に策定しました。

また、令和 3(2021)年 3 月には、各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替え計画等を定めた「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」を策定しました。

そして、本個別施設計画に記載した対策内容等を反映させ、長期的な視点をもってさらなる公共施設マネジメントを推進していくため、令和 3(2021)年度に昭島市公共施設等総合管理計画の改定を行うこととし、改定にあたっては昭島市総合基本計画に基本的な考え方を包含することとしました。

また、各施設の管理に関する基本的な方針等について、本個別施設計画に記載しているものを昭島市公共施設等総合管理計画の基礎資料としてまとめました。

ここでは、昭島市総合基本計画に包含した基本的な考え方を「本編」、基礎資料を「資料編」とし、改定版としています。

目 次

本 編

公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）	2
計画期間及び他の計画との関係	3
1 公共施設等の保有状況について	4
① 公共施設等（建築物）の状況	4
② インフラの状況	5
③ 有形固定資産減価償却率	6
④ 建設年度別の総延床面積の推移	7
2 公共施設等総合管理計画策定からこれまでに実施した対策	8
① 面積の縮減	8
② 面積縮減で削減された費用	9
3 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込	10
① 公共施設等総合管理計画における 20 年間の財政推計	11
② 個別施設計画における今後の見込額	12
③ 一般財源額の比較による圧縮額の算出	14
④ 一般財源額の圧縮要因と今後の課題について	14
4 現状や課題に関する基本認識	15
5 課題を踏まえた公共施設等の保有量（縮減目標）について	18
6 公共施設等の管理に関する基本方針	19
7 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針	21
8 フォローアップの実施方針	25

資料編

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
1 市民文化系施設	30
2 学校教育系施設	32
3 行政系施設	34
4 社会教育系施設	36
5 産業系施設	38
6 子育て支援施設	39
7 保健・福祉施設	41
8 スポーツ・レクリエーション系施設	42
9 供給処理施設	44
10 公営住宅	46
11 公園内施設	47
12 その他	49
13 上水道事業	51
14 下水道事業	52
15 道路	53
16 橋りょう	54
17 公園	55
昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会	56
施設分布図	58

【本 編】

公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）

市では、市役所の庁舎、義務教育を提供するための小・中学校、市民会館・公民館、図書館、総合スポーツセンターなど、多岐にわたる公共施設等を保有しており、多くの市民に利用されています。公共施設等は利用する市民にとって重要な行政サービスの一つであり、市にとっても大切な資産です。

しかしながら、保有する多くの施設において老朽化が進んでおり、今後の更新等に多額の費用が見込まれるほか、生産年齢人口の減少や少子高齢化などによる年齢構成の変化、市民ニーズの多様化等による利用状況の変化などにも対応していくことが必要となり、本市の公共施設等を取り巻く環境には課題が山積しています。

このような状況を踏まえ、市では今後の公共施設等の適切な維持管理に努めるために「昭島市公共施設等総合管理計画」（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

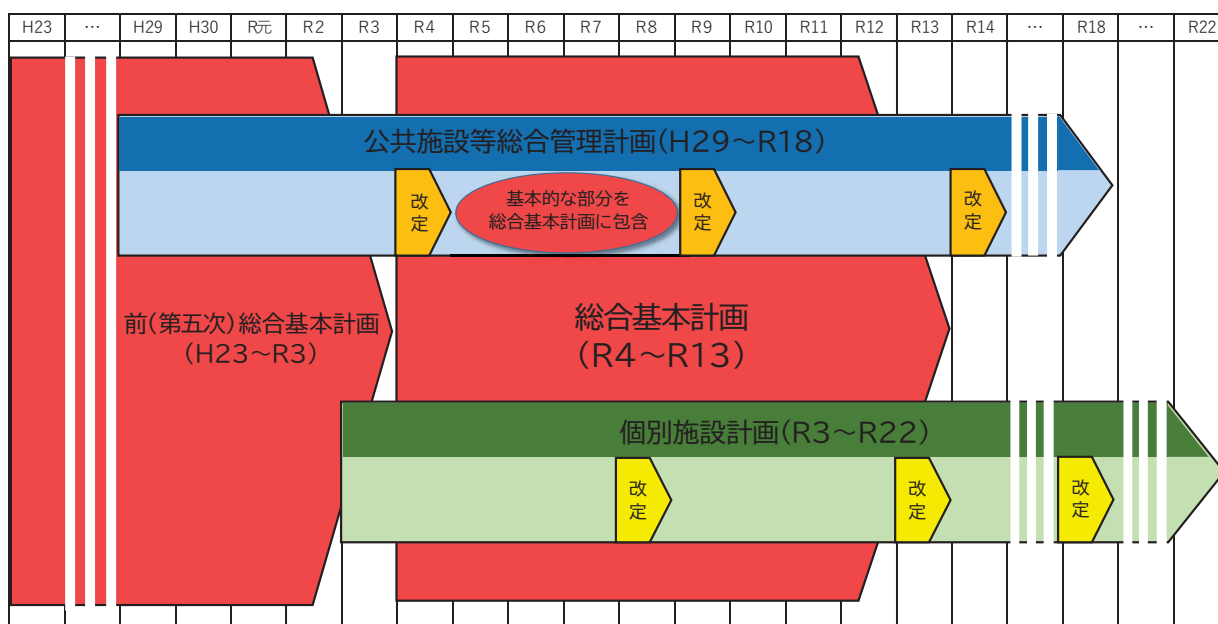
公共施設等総合管理計画では、計画策定時点で保有している公共施設等について、一定の年数で大規模改修及び建替え等を実施し、すべて維持していくと仮定した場合、多額の財源不足額が発生すると試算し、公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標を定めました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、財政への影響が懸念されるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化してきました。そのような状況にあっても、公共施設等総合管理計画に定めた縮減目標の達成に向け、各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替え計画等を定めた「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）を令和 3（2021）年 3 月に策定しました。

この個別施設計画に記載した対策内容を反映させるとともに、総務省が示す見直しに当たっての留意点等も踏まえながら、長期的な視点をもってさらなる公共施設マネジメントを推進していくために、公共施設等総合管理計画の改定を令和 3（2021）年度に行います。なお、改定にあたり、基本的な考え方を総合基本計画に包含することで、公共施設等の総合的なマネジメントを行い、将来都市像の実現に向けた取組を進めていきます。

計画期間及び他の計画との関係

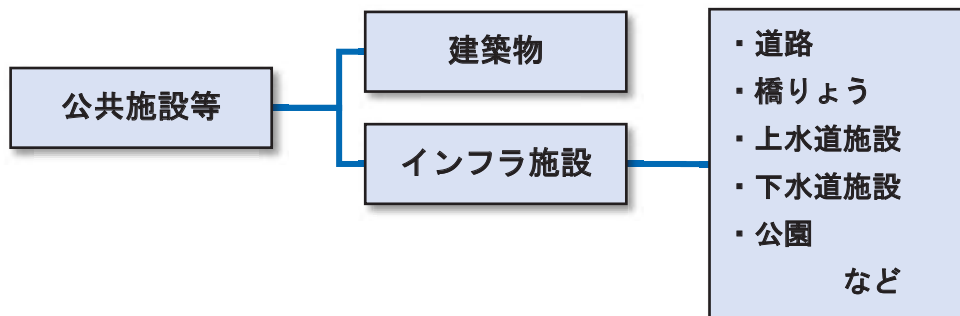
公共施設等総合管理計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間とします。



1 公共施設等の保有状況について

市では、公共施設等のほか、道路、橋りょう、上・下水道施設等のインフラも保有しています。

公共施設等総合管理計画における対象は、本市が保有する全ての建築物及びインフラ施設となっています。



① 公共施設等（建築物）の状況

大分類	中分類	平成27(2015)年3月31日現在		令和3(2021)年3月31日現在		延床面積 比較増減(m ²)
		施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)	
市民文化系施設	集会施設	2	2,135.48	2	2,135.48	0.00
	文化施設	1	7,835.81	1	7,835.81	0.00
学校教育系施設	学校	21	128,753.50	21	130,289.49	1,535.99
	その他教育施設	1	1,846.00	1	1,846.00	0.00
行政系施設	庁舎等	2	18,802.41	2	18,802.41	0.00
	消防施設	4	346.30	4	346.30	0.00
	その他行政系施設	9	1,235.63	11	1,573.45	337.82
社会教育系施設	市立会館	9	5,797.36	9	5,797.36	0.00
	図書館	4	1,775.64	4	5,584.53	3,808.89
産業系施設	産業系施設	1	2,243.33	1	2,243.33	0.00
子育て支援施設	幼保・こども園	4	1,389.21	3	1,027.76	-361.45
	幼児・児童施設	20	4,087.48	19	4,690.23	602.75
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	70.93	1	70.93	0.00
	障害福祉施設	1	493.26	0	0.00	-493.26
	保健施設	1	6,106.83	1	6,106.83	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	10,367.12	3	9,243.54	-1,123.58
	レクリエーション施設	1	140.28	1	140.28	0.00
供給処理施設	供給処理施設	5	13,691.73	5	13,672.51	-19.22
公営住宅	公営住宅	1	1,310.07	1	1,310.07	0.00
公園内施設	公園内施設	56	1,318.78	57	1,327.06	8.28
その他	その他	18	9,871.80	22	10,493.31	621.51
合計		167	219,618.95	169	224,536.68	4,917.73

※ 複合施設（複数の施設や機能が集まっている施設）は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。

※ 上・下水道施設は、インフラとして分類するため、上記から除いています。

本市が保有する公共施設等（上・下水道施設を除く。）は平成 27（2015）年 3 月 31 日現在で 167 施設、総延床面積は 219,618.95 m²となっていました。令和 3（2021）年 3 月 31 日現在で 169 施設、総延床面積は 224,536.68 m²となっています。これは、東中神駅自由通路やアキシマエンスなどの大規模施設を整備したことによるものです。

なお、これらの施設については、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団※1の更新費用試算ソフトの分類（大分類・中分類）や本市の公共施設等の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

② インフラの状況

ア 上水道施設(配水場)

施設名	延床面積 (m ²)		
	平成27 (2015)年 3月31日現在	令和2 (2020)年 3月31日現在	比較増減
西部配水場	775.69	775.69	0.00
中央配水場	1,188.42	1,188.42	0.00
東部配水場	1,930.69	1,930.69	0.00
北部配水場	-	778.92	778.92
合計	3,894.80	4,673.72	778.92

イ 上水道(管路)

種別	延長 (m)		
	平成27 (2015)年 3月31日現在	令和2 (2020)年 3月31日現在	比較増減
導水管	9,875.0	10,138.6	263.6
送水管	2,291.6	2,503.6	212.0
配水管	256,014.4	263,928.4	7,914.0
合計	268,181.0	276,570.6	8,389.6

ウ 下水道施設(ポンプ場)

施設名	延床面積 (m ²)		
	平成27 (2015)年 3月31日現在	令和2 (2020)年 3月31日現在	比較増減
郷地ポンプ場	445.62	392.43	-53.19
合計	445.62	392.43	-53.19

エ 下水道(管路)

種別	延長 (m)		
	平成27 (2015)年 3月31日現在	令和2 (2020)年 3月31日現在	比較増減
コンクリート管	253,457.1	254,306.5	849.4
塩ビ管	63,069.9	65,956.3	2,886.4
その他	1,609.8	1,825.5	215.7
合計	318,136.8	322,088.3	3,951.5

オ 道路(市が所有し、管理するもの)

種別	平成27(2015)年 3月31日現在		令和2(2020)年 3月31日現在		比較増減	
	総延長 (km)	面積 (km ²)	総延長 (km)	面積 (km ²)	総延長 (km)	面積 (km ²)
一般道路	225.8	1.30	227.0	1.35	1.2	0.05
自転車歩行者道	3.0	0.02	3.1	0.02	0.1	0.00
合計	228.8	1.32	230.1	1.37	1.3	0.05

カ 歩道橋

種別	箇所数(箇所)		
	平成27 (2015)年 3月31日 現在	令和2 (2020)年 3月31日 現在	比較増減
歩道橋	5	5	0
合計	5	5	0

※1 別名ふるさと財団。地域における民間能力の活用や民間部門を支援するため昭和 63 年に発足した財団法人。

キ 橋りょう

種別	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減		
	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)
RC橋	41	193.5	1,254.10	39	162.11	1,136.33	-2	-31.4	-117.77
鋼橋	1	42.1	244.18	4	171.25	946.04	3	129.2	701.86
合計	42	235.6	1,498.28	43	333.36	2,082.37	1	97.8	584.09

橋りょう 長さ	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減		
	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)
15m未満	39	163.5	1,036.60	40	175.17	1,100.58	1	11.7	63.98
15m以上	3	72.1	461.68	3	158.19	981.79	0	86.1	520.11
合計	42	235.6	1,498.28	43	333.36	2,082.37	1	97.8	584.09

ク 公園

種別	平成27(2015)年 3月31日現在		令和2(2020)年 3月31日現在		比較増減	
	箇所数 (箇所)	敷地面積 (㎡)	箇所数 (箇所)	敷地面積 (㎡)	箇所数 (箇所)	敷地面積 (㎡)
都市公園	37	455,090.93	42	483,297.97	5	28,207.04
児童遊園	49	32,758.34	49	32,758.34	0	0.00
その他の公園(広場)	2	14,014.51	2	24,747.04	0	10,732.53
合計	88	501,863.78	93	540,803.35	5	38,939.57

③ 有形固定資産減価償却率

年度	減価償却 累計額 (百万円)	有形固定資産 (償却資産)額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率 (%)
平成29(2017)年度	53,458	87,342	61.2%
平成30(2018)年度	55,095	88,860	62.0%
令和元(2019)年度	56,773	96,175	59.0%

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産※2のうち、建物などの償却資産※3の取得価格に対する減価償却累計額※4の割合を表したもので、耐用年数に対して、資産取得時からどの程度経過しているのかを把握することができ、数値が高いほど資産の老朽化が進行していることとなります。

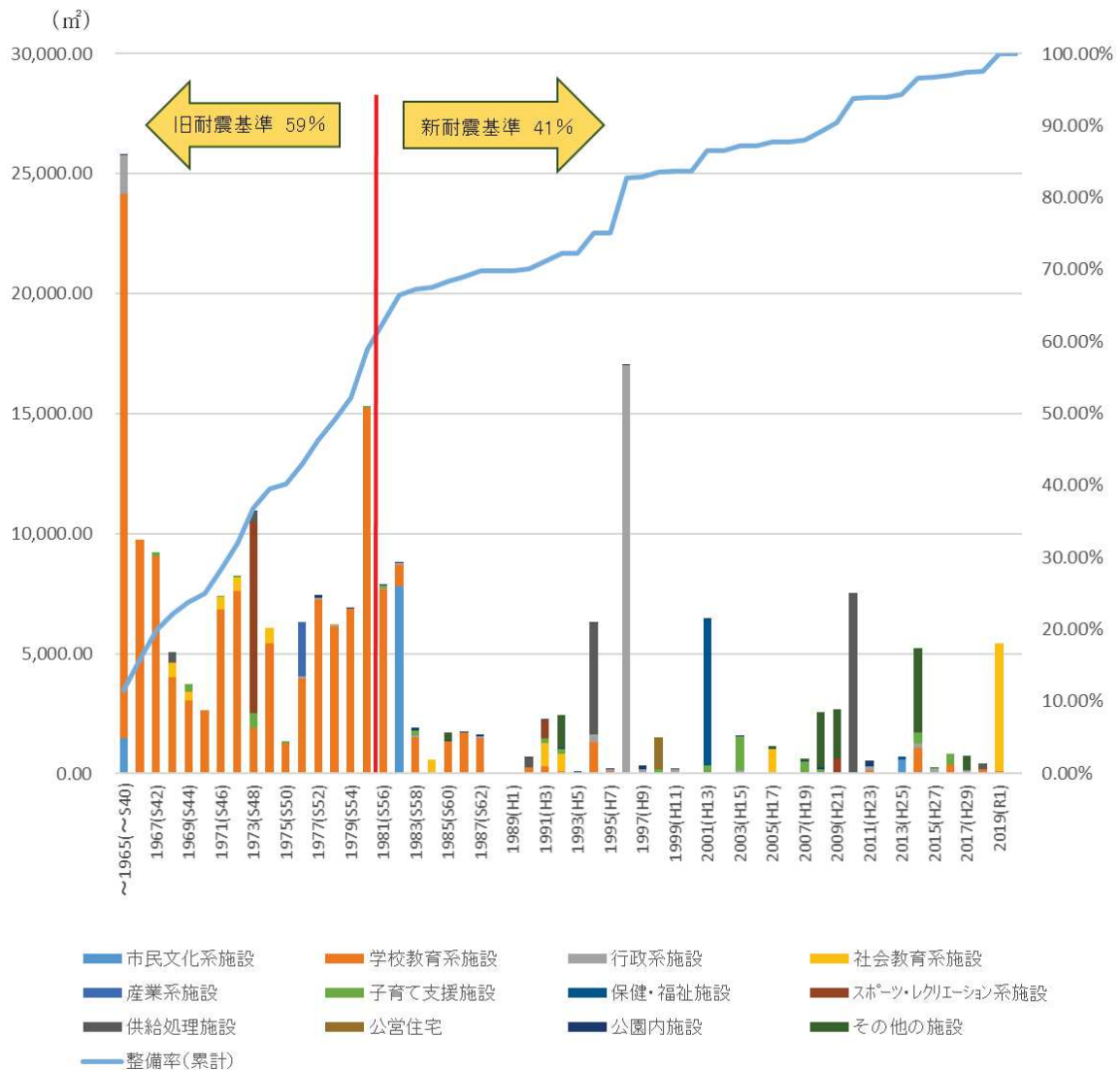
令和元(2019)年度はアキシマエンシスを整備したことなどにより、有形固定資産減価償却率は59.0%に減少しました。

※2 固定資産のうち、庁舎や学校、公民館など市が事業を行うための事業用資産と、道路や公園など市民の社会生活の基盤となるインフラ資産などを指す。

※3 土地などを除く、固定資産税の課税対象となる事業用資産の一つ。

※4 固定資産の購入費用を使用可能期間にわたり、分割して費用計上する会計処理を減価償却と言い、これまでに発生した減価償却費をすべて足し合わせた額を減価償却累計額と言う。

④ 建設年度別の総延床面積の推移



本市の公共施設等の整備状況を建設年度別に総延床面積で見ると、特定の時期に集中して建設しています。昭和の時代では学校教育系施設が大半を占めており、昭和 55（1980）年前後には旧つつじが丘南小学校、旧つつじが丘北小学校、福島中学校、瑞雲中学校等の学校教育系施設がまとまった時期に建設されています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55（1980）年度以前に整備されたものは約 59%に上ります。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされていますが、建設経過年数を考慮すると、施設の劣化状況を把握すべきものが多くあることが分かります。また、平成に入ってから、平成 8（1996）年の市役所本庁舎が床面積では最も広い建設物となっていますが公共施設等の建設数は減少している傾向にあります。

2 公共施設等総合管理計画策定からこれまでに実施した対策

公共施設等総合管理計画の策定時に定めた「令和 18（2036）年度までに 25,000 m²を縮減」の縮減目標の達成に向け、これまでに実施した施設の面積縮減や、それに伴い削減された管理運営費及び更新等費用について算出しました。

① 面積の縮減

平成 27（2015）年 3 月時点での保有施設を対象とし、公共施設等の適切な維持管理と公共施設サービスの向上を前提に、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とし、公共施設等の維持管理に係る財源不足を解消するため、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間で取り組んだ内容は以下のとおりです。

施設類型	施設名称	縮減できた面積 (m ²)	備考
社会教育系施設	旧市民図書館	1,520.38	移転・解体
子育て支援施設	旧つつじが丘南学童クラブ	161.47	解体
保健・福祉施設	あきしま福祉作業所	493.26	譲渡
スポーツ・レクリエーション系施設	旧格技武道場	831.00	解体
スポーツ・レクリエーション系施設	旧拝島公園プール	292.58	解体
供給処理施設	クリーンセンター	19.22	管理棟建替え等に伴う面積減
公園内施設	東町北部児童遊園運動用具入	18.37	解体
その他	東中神駅前公衆便所	18.85	解体
延床面積合計		3,355.13	

上記のうち、旧市民図書館は機能移転を前提とした解体のため、面積縮減の対象とはなっていません。また、対象となる施設では学校の増築等により 1,474.40 m²が面積増となっており、実際に縮減できた延床面積は 360.35 m²となります。

縮減できた面積 (m ²) A	旧市民図書館 (m ²) B	増築等による面積増 (m ²) C	実際の縮減面積 (m ²) A-B-C
3,355.13	1,520.38	1,474.40	360.35

② 面積縮減で削減された費用

①による面積縮減により、施設の更新等や管理運営にかかる費用が削減されました。

面積縮減等を行った以下の主な施設について、削減された費用を試算したところ、令和 18（2036）年度までの間で、合計 13.4 億円の効果額となりました。

施設名称	削減された更新等費用	削減された管理運営費等	効果額	備考
あきしま福祉作業所	2.8億円	—	2.8億円	譲渡による縮減
旧格技武道場	4.3億円	0.9億円	5.2億円	解体による縮減
旧拝島公園プール	0.9億円	1.8億円	2.7億円	解体による縮減
旧市民図書館	9.3億円	-6.6億円	2.7億円	解体及びアキシマエンシスへの指定管理者制度導入
効果額合計			13.4億円	

※1 削減された更新等費用には、施設を維持した場合にかかる更新費用などが含まれます。

※2 削減された管理運営費等には、施設を維持した場合にかかる管理運営費用が含まれます。

なお、旧市民図書館については、削減された管理運営費等が37.9億円でしたが、アキシマエンシスにおいては、指定管理者制度導入後の管理運営費等が44.5億円となったため、マイナス表記（＝増額）としています。

3 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込

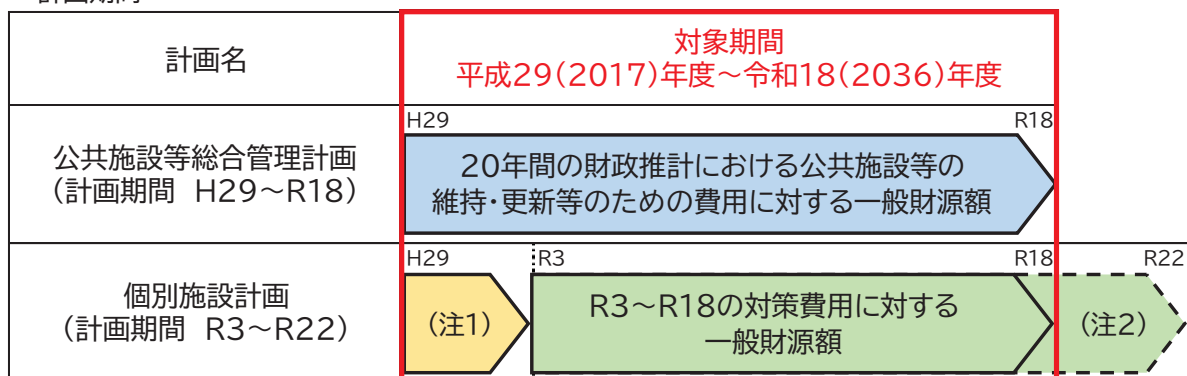
公共施設等総合管理計画の策定時では、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における財政推計により、約 190 億円の財源不足額が発生すると試算し、その解消を図るための縮減目標として「令和 18（2036）年度までに 25,000 m²を縮減」と定めました。

また、令和 3（2021）年 3 月に策定した個別施設計画では、この公共施設等総合管理計画に定めた縮減目標の達成に向け、各施設において可能なものは長寿命化を図るとともに、実施時期が集中することのないよう事業費を平準化するなど、計画期間内の対策費用の圧縮に努めました。

ここでは、公共施設等総合管理計画策定時の財政推計と個別施設計画の対策費用を比較することで、どのくらい費用を圧縮することができたかを試算し、公共施設等総合管理計画の改定にあたっての課題を整理していきます。

なお、比較にあたっては、事業費から国庫支出金や都道府県支出金※5などの特定財源を差し引いた一般財源※6を対象とし、年度については平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間を対象としました。

<計画期間>



(注1) 平成29(2017)年度～令和元(2019)年度については決算額、令和2(2020)年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

(注2) 公共施設等総合管理計画が計画期間を20年間としていることから、個別施設計画も計画期間を20年間としました。

なお、公共施設等総合管理計画における計画期間（平成29（2017）年度～令和18（2036）年度）での比較とすることから、個別施設計画における令和19（2037）年度から令和22（2040）年度は比較対象外としています。

進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には随時見直します。

※5 特定の事業を行うために国や都道府県から市町村へ交付される支出金。

※6 地方税など、使途が特定されず、どのような経費にも充当することができる財源。

① 公共施設等総合管理計画における20年間の財政推計

平成29(2017)年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、平成29(2017)年度から令和18(2036)年度までの20年間の財政推計を試算した結果、市が保有するすべての公共施設等を維持していくためには、次のとおり、大幅な財源不足額が生じることを見込んでおり、財源不足額190億円に地方税3,930億円を加えた一般財源額は4,120億円となります。

		(億円)
項 目		H29~R18 20年間の合計
歳入(A)	地方税	3,930
	国庫支出金	1,835
	都道府県支出金	1,318
	その他	1,367
	歳入合計	8,450
歳出(B)	人件費	1,129
	扶助費	3,221
	公債費	292
	維持補修費	54
	繰出金	1,043
	投資的経費	780
	その他	1,928
	歳出合計	8,447
追加で発生が見込まれる財源(C)		210
追加で発生が見込まれる 更新費用(D)	公共施設	366
	インフラ資産	37
	追加更新費用合計	403
財源不足額(A-B+C-D)		190
		一般財源額 4,120億円

また、上記のうち、維持補修費や投資的経費など、公共施設等の維持・更新等のための収支のみに限定した一般財源額を試算すると、以下のとおり396億円となります。

公共施設等総合管理計画における20年間の財政推計			
		うち公共施設の 維持・更新等のための収支	
歳入(地方税を除く)計	国庫支出金、都道府県支出金、その他	4,520億円	631億円
	追加で発生が見込まれる財源	210億円	210億円
	歳入(地方税を除く)計	4,730億円	841億円
歳出計	維持補修費、投資的経費	834億円	834億円
	その他(人件費、扶助費など)	7,613億円	-
	追加で発生が見込まれる更新費用	403億円	403億円
	歳出計	8,850億円	1,237億円
一般財源額(歳出計-歳入計)計		4,120億円	396億円

② 個別施設計画における今後の見込額

令和3（2021）年3月に策定した個別施設計画では、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化等により、令和22（2040）年度までの計画期間内における費用の圧縮を図り、財源不足の解消に努めました。

公共施設等における施設類型別の対策費用及び見込まれる特定財源を差し引いた一般財源額は以下のとおりとなります。

施設類型 (中分類)	対象施設	対策費用 (千円)	左のうち 一般財源額 (千円)
集会施設	市民総合交流拠点施設※等	1,377,000	462,000
文化施設	市民会館・公民館	1,948,000	543,000
学校	小・中学校等	25,421,000	14,758,000
その他教育施設	学校給食共同調理場	1,987,000	507,000
庁舎等	本庁舎等	1,632,000	465,000
消防施設等	消防団詰所、備蓄倉庫等	127,000	127,000
市立会館	市立会館	1,551,000	561,000
図書館	図書館本館・分館・分室	206,000	206,000
幼保・こども園	保育園等	376,000	376,000
幼児・児童施設	児童センター、学童クラブ	890,000	871,000
保健施設	保健福祉センター	1,224,000	613,000
高齢福祉施設	高齢者福祉センター等	249,000	249,000
スポーツ施設	総合スポーツセンター等	2,794,000	2,255,000
供給処理施設	清掃センター等	3,848,000	3,062,000
公園内施設	公園便所等	105,000	105,000
その他	自転車等駐車場	265,000	265,000
合計 令和3（2021）～令和22（2040）年度までの額		44,000,000	25,425,000
うち、令和3（2021）～令和18（2036）年度までの額		36,760,000	20,540,000

※現時点での正式名称ではありません。

個別施設計画における公共施設等の令和3（2021）年度から令和18（2036）年度までの対策費用は約368億円、一般財源額は約205億円となることが見込まれています。

また、これらに含まれていない市営住宅や道路・橋りょうなどのインフラ整備に伴う対策費用等を加えた金額は以下のとおりとなります。

	歳出額	一般財源額
個別施設計画における公共施設等	367.6億円	205.4億円
市営住宅、道路、橋りょう等	98.9億円	54.4億円
計	466.5億円	259.8億円

さらに、平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度における維持補修費及び投資的経費を加えた上で、20 年間の財政推計を試算すると以下のとおりとなり、一般財源額は 295.1 億円となります。

	歳出額	地方税を除く歳入額	一般財源額
平成29(2017)～令和2(2020)年度 ※	178.2億円	142.9億円	35.3億円
令和3(2021)～令和18(2036)年度	466.5億円	206.7億円	259.8億円
20年間 計	644.7億円	349.6億円	295.1億円

※ 平成29(2017)年度～令和元(2019)年度は決算、令和2(2020)年度は当初予算における維持補修費及び投資的経費の額

③ 一般財源額の比較による圧縮額の算出

①の公共施設等総合管理計画における財政推計より算出した公共施設等の維持・更新等のための費用に対する一般財源額と②の個別施設計画における対策費用等に対する一般財源額とを比較すると、

$$396.0 \text{ 億円} - 295.1 \text{ 億円} = 100.9 \text{ 億円} \text{ となります。}$$



圧縮された一般財源額

計画名	対象期間 平成29(2017)年度～令和18(2036)年度
公共施設等総合管理計画 (計画期間 H29～R18)	H29 R18 20年間の財政推計における公共施設等の 維持・更新等のための費用に対する一般財源額 396億円
個別施設計画 (計画期間 R3～R22)	H29 R3 R18 ※ 35.3億円 R3～R18の対策費用に対する 一般財源額 259.8億円 295.1億円

※ 平成29(2017)年度～令和元(2019)年度については決算額、令和2(2020)年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

④ 一般財源額の圧縮要因と今後の課題について

個別施設計画において、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化を図ることとしましたが、これらの施設等については、更新時期を計画期間外である令和19(2037)年度以降に実施することとしたため、一時的に一般財源額が圧縮できたと過ぎません。

将来の公共施設等の更新等にかかる需要に対応していくため、引き続き面積縮減及び財源確保に向けた取組を進めていく必要があります。

4 現状や課題に関する基本認識

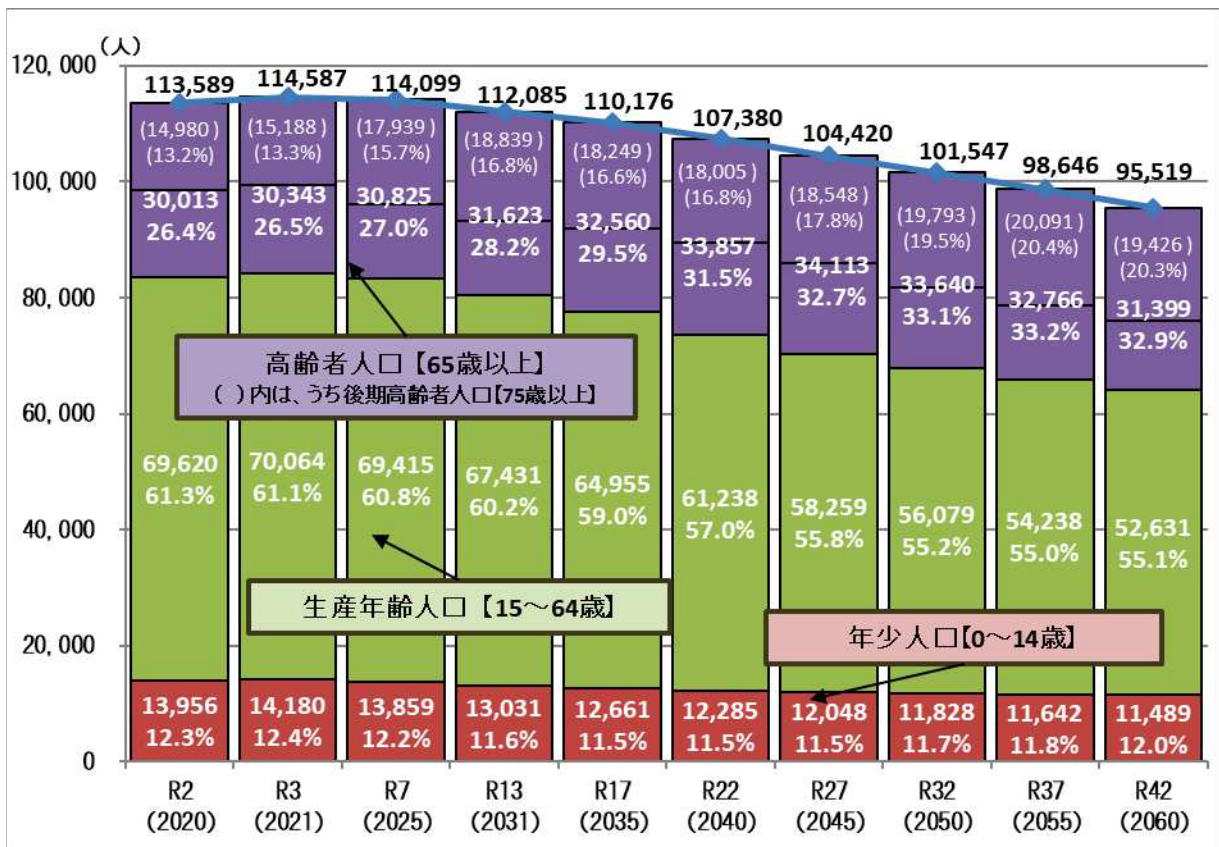
① 人口減少や新たな生活様式への対応に伴う施設ニーズの変化

本市の将来展望による人口推計では、令和2（2020）年の113,589人から、40年後の令和42（2060）年には18,070人（15.9%）減少する、95,519人と見込んでいます。これと同時に、少子高齢化の進行も見込んでおり、老年人口（65歳以上）の増加と生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴う世代構成の変化により、公共施設等へのニーズが変化することが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、換気を十分に行うなど、新たな生活様式に対応した施設管理を行っていく必要があります。

このような様々な施設ニーズの変化に対し、既存施設の活用や整備を通じ、適切に対応していく必要があります。

人口の将来展望



※「昭島市総合基本計画」第3章 人口ビジョンより

② 公共施設等の老朽化への懸念

本市の公共施設等の整備状況を建築年度別に総延床面積で見ると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55（1980）年度以前に集中し、約 59%に上ります（7 ページ参照）。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされているものの、建築から年月を経ている施設は老朽化等の安全・安心の観点から課題について、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

③ 面積縮減に向けた取組の推進

公共施設等総合管理計画における公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標「令和 18（2036）年度までに 25,000 m²縮減」に対し、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間で縮減できた延床面積は 360.35 m²となっており、面積縮減が進んでいない状況です（8 ページ参照）。

これは、校舎棟の増築等により面積が増となった施設があることや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、縮減に向け検討を進めていた施設を取り巻く環境が大幅に変化したことなどが挙げられます。とりわけ、避難所となる施設については、昭島市洪水・土砂災害ハザードマップに基づく浸水想定区域や感染症対策を踏まえた見直しを図っていく必要があるとともに、面積縮減に向け民間活力を活用した運営も含めて検討していかなければなりません。

④ 公共施設等の更新需要への対応

平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、個別施設計画の対策費用を反映させると 644.7 億円、一般財源額で 295.1 億円となり、公共施設等総合管理計画策定時における試算より約 100 億円の一般財源額の圧縮が図られました（14 ページ参照）。

しかしながら、個別施設計画の対策費用は、施設の耐用年数を延ばす長寿命化や費用の平準化を図ったことによるものであり、耐用年数の到来とともに多額の更新費用がかかってくることには変わりありません。特に、建築物の延床面積の半分以上を占める学校については、公共施設等総合管理計画の計画期間である令和 18（2036）年度までに建設から 60 年を経過する施設が多く、これらの長寿命化を図ったことにより、計画

期間内の更新費用は圧縮できたものの、令和 19（2037）年度以降にその更新費用を負担しなければなりません。また、学校以外の公共施設等についても、同様に長寿命化を図ったものが多くあり、これらの更新需要への対応が課題となっています。

⑤ 公共施設等にかけられる財源の限界

「3 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込」において、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、推計で 644.7 億円、一般財源額で 295.1 億円となることを示しましたが、この一般財源額の大部分は市税収入です（13 ページ参照）。

新型コロナウイルス感染症の影響や生産年齢人口の減少等を踏まえると、今後の市税収入は大変厳しい状況が予想されます。その中であって、社会保障関連事業費の増加に加え、学校給食共同調理場の整備をはじめ、総合スポーツセンターの老朽化への対応、新たな可燃ごみ処理施設のあり方の検討等を予定している本市にとっては、これまでと同様の行財政運営では、対応が非常に困難な状況です。

公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、引き続き公共施設等の総量縮減、縮小及び適正な再配置や長寿命化等による財政負担の平準化に努めていかなければなりません。

5 課題を踏まえた公共施設等の保有量（縮減目標）について

前述の「4 現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、本市では引き続き「令和 18 (2036) 年度までに 25,000 m²を縮減」を公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標とし、基本方針に基づく面積縮減に向けた取組及びさらなる更新等費用の圧縮に努めていくこととします。

なお、計画の中間年となる令和 9 (2027) 年度の改定時に、縮減面積や更新等費用を検証し、その結果を踏まえた縮減目標の設定について改めて検討していきます。

■ 公共施設等におけるサービスの維持向上と安全性を確保するための縮減目標

令和 18 (2036) 年度までに 25,000 m²縮減

6 公共施設等の管理に関する基本方針

基本方針は、平成 29（2017）年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画の 10 の基本方針を踏襲し、適切な公共施設等の管理に取り組みます。

- ① 公共施設等については、平成 27（2015）年 3 月時点での保有施設を対象とし、今後 20 年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、25,000 m²の縮減を目標とします。なお、道路・橋りょう・上水道、下水道管といったインフラについては、産業や生活の基盤として整備され、市民生活の根幹をなすものであることから、縮減目標は設定しませんが、管理に関する基本方針を踏まえ、適切な管理を実施します。
- ② 人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設等の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、施設の建替え・維持補修を進めていきます。
- ③ 公共施設等の建替えを実施する際には、「複合化」や「多機能化」といった手法により、施設を再編していきます。
- ④ 地域ごとに必要となる集会施設等については、地域間での不均衡が生じないよう適切な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設等については、その利用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討します。
- ⑤ 既存施設の建替えにあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないよう努めます。また、既存施設を活用した複合施設を検討した上で、施設面積の総量縮減に努めます。
- ⑥ 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の

更新等を優先的に行い、新規施設の建設は最小限にとどめます。新規施設の建設を実施する場合においても行政需要とコストバランスに配慮し、後の世代に負担を先送りすることがないように特定財源の確保を図ります。

- ⑦ 今後も引き続き使用していくことが見込まれる施設は「長寿命化」を図るとともに、改修にあたっては、バリアフリー※7やユニバーサルデザイン※8の推進、省エネルギー性能の向上、環境に配慮した取組等、時代の変化に応じた施設機能の向上を図っていきます。
- ⑧ 市が保有する財産のうち遊休地については、今後の施設の再編を配慮する中で、積極的な売却に努め、市が有償使用している国有地等については、将来負担を軽減するため買入れの検討を進めます。
- ⑨ PPP※9／PFI※10等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組を続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図ります。
- ⑩ 公共施設マネジメントを実施するにあたっては、公共施設等を管理する課の職員で構成する庁内連携体制を組織し、公共施設計画検討委員会での検討を踏まえ、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。

※7 障害のある方や高齢者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方。

※8 障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

※9 Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※10 Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

7 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

昭島市の公共施設等に関する“10”の基本方針を着実に推進し、公共施設等の適切な維持・管理を図るため、以下の9項目の具体的な実施方針に基づき、公共施設等の管理等に取り組んでいきます。

① 点検・診断等の実施方針

- ・定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・法律等により義務付けられている法定点検を実施することはもとより、法定点検以外の部分においても、日常的な点検や定期的な簡易劣化診断を自主的に行います。
- ・点検・診断の結果については、データベース化等を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新等の際の基礎データとして活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後も維持していく公共施設等については、昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、不具合が生じてから対応していた事後保全から、定期的な点検を実施し、施設の状態を把握することで劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換し、計画的に管理していきます。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積し、建物の状態を正確に把握し、各種点検、診断等の結果や施設の重要度も踏まえて中長期的な視点で優先度をつけて、計画的に修繕・更新等を実施します。
- ・施設規模が大きく更新等に多額の費用を要する場合は、優先度に応じて計画を見直し、事業の前倒しや先送りを行い財政負担の軽減や平準化を図ります。
- ・同種の施設が多数存在する施設の更新等に際しては、利用者の利便性等を踏まえ、更新等の時期が集中しないように配慮し、計画的に実施します。
- ・社会情勢等を勘案し、時代のニーズに合わせた施設の機能転換や複合化等により、魅力のある施設へと再構築し、効率的・効果的で持続可能な行政サービスの提供を図ります。
- ・建物の建替えや管理運営にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を推進します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい簡素

な施設設計を行うなどの工夫をしていきます。

- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新等を合理的に進めます。
- ・施設の更新等の際には、利用状況を見極め、同等の施設規模にこだわらずに面積縮減を図ります。

③ 安全確保の実施方針

- ・既に短期での建替えが想定されている施設については、新施設の供用開始までの間の安全確保に十分な措置を講じます。
- ・点検・診断等により著しい危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・長寿命化の際に構造体の健全性を確保するため、大規模改修時には詳細な健全度診断を実施し、コンクリートの強度及び中性化の進行等を確認していくとともに、健全度が万全でないとは判断された場合には計画的な補強や建替え等の検討を実施します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置をとります。
- ・施設の用途、利用状況等を踏まえ、必要性や優先度を判断し、安全確保対策を実施します。
- ・施設の建替えや統廃合を検討する際には、災害時の避難場所の確保という点を考慮して検討を進めます。

④ 耐震化の実施方針

- ・本市の公共施設等については「昭島市耐震改修促進計画」に沿って、法定基準内の耐震化は平成 27（2015）年度までにおおむね終了しており、引き続き非構造部材※11等の耐震化に努めます。
- ・非構造部材の耐震化を進めるにあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を決定します。
- ・道路、橋りょう、上・下水道をはじめとするインフラについても、引き続き、計画的に耐震化を進めていきます。

※11 建築物を構成する部材のうち、外壁材、天井材、間仕切り、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられる部材。柱や梁、床などの構造体と区分される。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・既に短期間での建替えが予定されている施設については、新施設の供用開始までの間、施設の安全対策に努め、修繕等については必要最低限にとどめます。建替えが予定されていない施設については、長寿命化を図ります。
- ・昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画のほか、個別施設ごとの長寿命化計画が策定されている施設については計画に沿った着実な施策実施を行います。
- ・長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、早急に計画を策定し、長寿命化に着手します。
- ・市民とともに、大切に公共施設等を取り扱っていくことで、少しでも長く施設を利活用できるよう進めていきます。
- ・インフラについてはライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行います。

⑥ バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設の改修や更新等を行う際には、段差解消、手すりや誰でもトイレの設置、移動円滑化経路の整備などのバリアフリー化を進めます。また、障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安心して快適に利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

⑦ 環境への配慮や時代のニーズに対応した更新等の推進方針

- ・施設の改修や更新等を行う際には、LED 照明や省エネ型高効率機器の採用など、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、普及に努めます。また、デジタル化に対応した設備の高機能化や、避難所機能を有する施設への機械換気等による感染症対策など、時代のニーズに対応した施設となるよう検討を進めます。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・施設の建替えが行われる際は機能の集約化を図るなど建物の総量縮減の可能性を検討します。
- ・今後利用者の減少が想定される施設は、利用者の動向を踏まえて統廃合等を検討します。

- ・今後利用者の増加が想定される施設については、短期的な需要ではなく中長期的な需要を踏まえた施設の配置や、民間との役割分担等を踏まえた検討を行います。
- ・人口減少が急激に進む地域については、今後どのような地域コミュニティとしていくのかということも合わせて議論し、公共施設等の見直しの検討を進めていきます。
- ・公共施設等の類型ごとに必要な総量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- ・公共施設等の多機能化・複合化の取組を進めていきます。
- ・単独行政で運用するより広域行政で運用する方が効果的な施設や、広域利用が可能な施設については、近隣市との広域連携に向けた検討に努めます。
- ・公共施設等を整備する場合には、過度な装飾・装備等を行わず、機能とライフサイクルコストの最小化を意識した設計としていきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、維持管理経費の縮減を進めます。
- ・施設廃止後の跡地利用等については、遊休地化させず有効に活用できるよう検討し、現在保有している遊休地等についても有効活用を図るとともに、民間への売却、定期借地等を検討し、財源確保に努めます。
- ・今後の高齢化率の上昇を踏まえ、施設への移動手手段確保の視点を持ち検討していきます。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等総合管理計画の進捗管理を適切に行い、公共施設等の維持管理に着実に取り組んでいきます。
- ・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報の一元化を推進していきます。併せて、公共施設マネジメントシステムは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・情報管理や情報共有の対象は、庁内の各課だけでなく指定管理者等の公共施設運営に係る関係者とします。
- ・職員一人ひとりが、経営的感覚を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・市と市民、NPO 法人、企業等、様々な主体が連携して、公共施設等を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指します。

8 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画で掲げる目標を達成するために、下記のとおり全庁的な推進体制で計画の基本方針を踏まえた取組を進めます。

① 公共施設等の情報管理

公共施設等の情報管理は、公共施設マネジメントを所管する企画部行政経営担当を基軸とし、各施設担当課との情報連携の強化を図ります。さらに、企画部行政経営担当を公共施設等総合管理計画推進のための総括部門として位置づけ、課題や情報を集約するとともに、計画の進捗状況等を一元的に管理し、目標達成に努めます。

② 庁内連携検討組織の活用

部門横断的な取組により課題解決を図るため、庁内連携検討組織を活用し、全庁的な取組体制を構築します。

③ PDCA マネジメント・サイクルの取組

公共施設等総合管理計画に基づく維持管理や更新、長寿命化、統廃合などの具体的な取組を進めていくために、PDCA マネジメント・サイクルに取り組み、適切な進捗管理を行い、効果の検証、改善策の検討など継続的に計画の評価を行いながら、必要に応じて目標や方針の見直しを行います。

【資料編】

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

昭島市公共施設等総合管理計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）では、公共施設等の施設類型ごとの分類を以下のとおりとしています。

また、令和3(2021)年3月に、公共施設等の長寿命化に向けた保全計画や建替計画等、各公共施設等の今後の方針を定めるものとして、昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）を策定したことから、これらを踏まえた公共施設等の現状の課題や今後の方針を示します。

区分	大分類	中分類	対象施設
公共施設等	1 市民文化系施設	集会施設	市民交流センター等
		文化施設	市民会館・公民館※
	2 学校教育系施設	学校	小・中学校、アキシマエンス（校舎棟・体育館）
		その他教育施設	学校給食共同調理場
	3 行政系施設	庁舎等	本庁舎等
		消防施設	消防団詰所
		その他行政系施設	備蓄倉庫等
	4 社会教育系施設	市立会館	市立会館
		図書館	アキシマエンス（国際交流教養文化棟）・分館・分室
	5 産業系施設	産業系施設	勤労商工市民センター
	6 子育て支援施設	幼保・こども園	保育園等
		幼児・児童施設	児童センター、学童クラブ
7 保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉センター等	
	保健施設	保健福祉センター	
8 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合スポーツセンター等	
	レクリエーション施設	富士見高原青少年等山の家	
9 供給処理施設	供給処理施設	清掃センター等	
10 公営住宅	公営住宅	シルバー住宅	
11 公園内施設	公園内施設	公園便所等	
12 その他	その他	自転車等駐車場等	
インフラ	13 上水道事業		
	14 下水道事業		
	15 道路		
	16 橋りょう		
	17 公園		

※ 市民会館・公民館のうち、公民館部分は社会教育法に基づくため本来は社会教育系施設に分類されますが、市民会館と一体の施設であり、市民会館部分の占める面積が大きいため、市民文化系施設に分類します。

施設一覧の記載内容について

(1) 運営方法

施設の運営形態について、直営、委託、指定管理の分類で表示しています。

(直 営) …市の職員等により直接運営するもの。

(委 託) …施設運営、清掃業務、点検補修等、各業務ごとに契約した民間事業者等にて運営するもの。

(指定管理) …施設の管理運営業務を包括的に行うことで、民間事業者等のノウハウを活用し、効果的・効率的にサービスを提供するもの。

(2) 建設年度

施設を建設した年度を記載しています。施設に複数の棟がある場合には、主要となる棟が建設された年度を記載しています。

(3) 建設経過年数

令和3(2021)年3月31日現在の経過年数を記載しています。(1年未満切捨て)

(4) 現状の課題や今後の方針

多くの公共施設等で老朽化が進む中、今後もその機能を維持していくため、施設の長寿命化に向けた取組が必要となります。長寿命化を図るため、不具合が生じてから対応する「事後保全」※1から適切な時期に適切な措置を行う「予防保全」※2を行うことにより、計画的な維持修繕を実施していきます。

(5) 基本方針と各期における目標

長期的な方針のほか、短期的及び中期的な観点で早急に進めるべき取組が重要であることから、改定にあたっても策定時と同様に短期目標期間・中期目標期間・長期目標期間を設定します。

(短期目標期間) 5年程度【令和8(2026)年度まで】

すでに施設の統廃合等が決定している施設、売却・譲渡の対象となっている施設や耐用年数到来年度を迎える施設の縮減等が主な検討対象となります。

(中期目標期間) 10年程度【令和13(2031)年度まで】

短期目標期間内に売却・譲渡できない施設や期間までに耐用年数到来年度を迎える施設、民間で運営可能な施設等が主な対象となります。

(長期目標期間) 15年程度【令和18(2036)年度まで】

短期及び中期目標期間内に売却・譲渡できない施設や期間までに耐用年数到来年度を迎える施設、周辺自治体と共同で運営可能な施設等が主な対象となります。

※1 屋根や外壁等の劣化や破損などによる雨漏りの発生など、施設に不具合が生じてから修繕を施す方法。

※2 日常点検等の実施により、施設の劣化や破損などの異常の有無や兆候を事前に把握しつつ、今後の劣化状態を予測した上で計画的に修繕を施す方法。

1 市民文化系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	市民交流センター	直営	昭和 40(1965)年度	55	1,544.68
2	松原町コミュニティセンター	委託	平成 25(2013)年度	7	590.80
3	市民会館・公民館	直営	昭和 57(1982)年度	38	7,835.81

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 市民交流センターは、建設後 50 年以上経過していることから老朽化が著しく、市民ニーズによる時代の要請に対応した公共施設とはなっていません。このため、新たな市民総合交流拠点施設として整備方針を策定し、他施設との複合化、多機能化について具体的な検討を進め、補助金等を活用したうえで令和 7 (2025)年の開設を目指して整備を進めていきます。
- ◆ 松原町コミュニティセンターは竣工が近年であり、施設の老朽化は進んでいません。今後も施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施しながら、長寿命化に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 市民会館・公民館は、平成 24(2012)年～25(2013)年にかけて耐震補強と大規模工事によるホールの客席や個別空調設備、トイレなどの改修を実施し、平成 29(2017)年～30(2018)年にかけては、老朽化した外壁の改修工事と、屋上防水改修工事を実施しています。そのため、耐震性能の改善や快適性、安全性は向上していますが、開館当初から使用している機材や設備もあり、施設を維持していくためには定期的な点検を行い、常に施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施して、長寿命化に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 施設運営における民間活力の導入の検討を行っていくとともに、あわせて施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図っていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆市民交流センターは、複合化や多機能化を前提とした建替えを進めます。 ◆施設の管理運営方法について、より効率的な方法を検討します。 ◆施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図ります。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆市民交流センターは他施設との複合化、多機能化を前提とした市民総合交流拠点施設として、令和7(2025)年の開設を目指して整備を進めます。 ◆市民会館・公民館は施設運営における指定管理者制度等、民間活力の導入の検討を行っていくとともに、施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図っていきます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆市民総合交流拠点施設の個別施設計画を策定します。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

2 学校教育系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	東小学校	直営	昭和 38(1963)年度	57	6,189.46
2	共成小学校	直営	昭和 51(1976)年度	44	5,472.39
3	富士見丘小学校	直営	昭和 37(1962)年度	58	6,207.66
4	武蔵野小学校	直営	昭和 49(1974)年度	46	5,398.20
5	玉川小学校	直営	昭和 41(1966)年度	54	5,034.59
6	中神小学校	直営	昭和 38(1963)年度	57	5,216.88
7	つつじが丘小学校	直営	昭和 56(1981)年度	39	7,349.10
8	光華小学校	直営	昭和 39(1964)年度	56	5,341.56
9	成隣小学校	直営	昭和 40(1965)年度	55	3,685.99
10	田中小学校	直営	昭和 53(1978)年度	42	6,530.97
11	拝島第一小学校	直営	昭和 40(1965)年度	55	4,976.39
12	拝島第二小学校	直営	昭和 37(1962)年度	58	5,998.67
13	拝島第三小学校	直営	昭和 40(1965)年度	55	6,180.46
14	昭和中学校	直営	昭和 43(1968)年度	52	7,785.80
15	福島中学校	直営	昭和 54(1979)年度	41	6,551.99
16	瑞雲中学校	直営	昭和 55(1980)年度	40	7,447.25
17	清泉中学校	直営	昭和 41(1966)年度	54	8,074.34
18	拝島中学校	直営	昭和 38(1963)年度	57	7,412.07
19	多摩辺中学校	直営	昭和 52(1977)年度	43	7,548.64
20	旧拝島第四小学校	直営	昭和 46(1971)年度	49	5,742.74
21	アキシマエンシス (校舎棟・体育館) (旧つつじが丘南小学校)	指定管理	昭和 55(1980)年度	40	6,144.34
22	学校給食共同調理場	直営	昭和 42(1967)年度	53	1,846.00

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 小・中学校は、これまでも大規模改修や耐震補強工事を実施してきましたが、建設から40年以上経過している施設が多数ある中で、定期的な点検を実施し、施設の状態を把握する事で劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換しながら、長寿命化に向けた取組を進めていく必要があります。また、学校プールのあり方について、多角的に検討していきます。なお、施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するために、実施時期が集中しないよう財政負担の平準化も図っていく必要があります。
- ◆ 平成 27(2015)年 4 月 1 日、拝島第一小学校と拝島第四小学校が統合しました。廃校となった旧拝島第四小学校跡地については、今後、利活用の検討を行うとともに、民間活力を利用した施設運営についても検討を行い、検討に際しては市民参画を前提とした情報共有を図っていきます。
- ◆ 平成 28(2016)年 4 月 1 日、つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校が統合し、つつじが丘小学校となりました。旧つつじが丘南小学校跡地には、令和 2(2020)年 3 月に教育福祉総合センターとしてアキシマエンシスが開設され、校舎棟に子育てひろば、子ども家庭支援

センター、児童発達支援、教育センター、男女共同参画ルームなどの施設を設置しました。なお、校舎棟は建設後40年が経過していることから、今後も定期的な点検を実施し、施設の状態を把握する事で劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換しながら、長寿命化に向けた取組を進めていく必要があります。

- ◆ 今後の年少人口の動向を踏まえ、教育委員会で慎重に議論する中で、小中一貫校のあり方や、少人数学級による影響も考慮しながら適正な施設量を検討するとともに、複合化や建替時期などについて今後の方向性を検討していく必要があります。
- ◆ 学校給食共同調理場は中学校給食の親子調理方式への移行及び調理場の現位置での建替えによる整備を進めていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ◆個別施設計画に基づき、改修・更新等時期が集中しないように配慮し、改修事業を進めるとともに、建替え等の計画を策定します。 ◆学校教育系施設は公共施設の中でも大規模な施設であり、地域の中核的な施設であることから、児童・生徒数の長期的な動向や少人数学級による影響も考慮しながら、適正な施設量について統廃合や周辺施設の機能の複合化も含め、慎重に議論して検討を進めます。 ◆児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視します。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
<ul style="list-style-type: none"> ◆各小・中学校の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆旧拜島第四小学校跡地の利活用について、民間活力を利用した運営を含め、施設のあり方の検討を進めます。 ◆学校給食共同調理場について、中学校給食の親子調理方式への移行及び調理場の現位置での建替えによる整備を進めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
<ul style="list-style-type: none"> ◆各小・中学校の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆学校給食共同調理場の個別施設計画を策定します。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
<ul style="list-style-type: none"> ◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆今後の児童・生徒数の動向を踏まえながら、小中一貫校のあり方や統廃合を含め、教育委員会の中で慎重に議論する中で、適正な施設量を検討します。 ◆遊休地の売却等を財源に小・中学校における借用地の取得を進めます。

3 行政系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	本庁舎	直営	平成 8(1996)年度	24	16,998.74
2	昭和町分室	直営	昭和 39(1964)年度	56	1,803.67
3	区画整理事務所	直営	平成 6(1994)年度	26	300.51
4	消防団第一分団詰所	直営	昭和 51(1976)年度	44	80.56
5	消防団第二分団詰所	直営	昭和 53(1978)年度	42	80.49
6	消防団第三分団詰所	直営	昭和 57(1982)年度	38	95.17
7	消防団第四分団詰所	直営	昭和 62(1987)年度	33	90.08
8	朝日備蓄倉庫	直営	昭和 56(1981)年度	39	69.92
9	田中備蓄倉庫	直営	昭和 58(1983)年度	37	99.36
10	福島備蓄倉庫	直営	平成 9(1997)年度	23	194.40
11	武蔵野備蓄倉庫	直営	平成 7(1995)年度	25	69.08
12	美堀備蓄倉庫	直営	平成 15(2003)年度	17	144.00
13	中神備蓄倉庫	直営	平成 23(2011)年度	9	133.16
14	玉川備蓄倉庫	直営	平成 26(2014)年度	6	215.30
15	もくせいの杜備蓄倉庫	直営	平成 27(2015)年度	5	216.82
16	拝島駅前備蓄倉庫	直営	平成 29(2017)年度	3	121.00
17	美堀町二丁目防災資器材倉庫	直営	平成 12(2000)年度	20	9.90

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 市役所本庁舎は建設から 20 年以上が経過する中で、建物自体や各設備の老朽化が進行しており、計画的な修繕が必要となっていることから、常に施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 昭和町分室は、令和 2(2020)年 3 月に 2 階部分に機能を有していた教育相談室、適応指導教室、男女共同参画ルーム、郷土資料室等がアキシマエンスへ機能移転をしたことから、今後の施設のあり方や利用計画を検討していきます。また、将来の更新に際しては現有敷地において、複合化を視野に入れた再編や、民間活力を利用した施設整備の手法を検討していきます。
- ◆ 消防団詰所及び備蓄倉庫の中には、建設から 20 年以上経過している施設が多く、屋上防水等の長寿命化に向けた取組を進める必要があります。市民の安全・安心に不可欠な施設であるために、効率的な維持管理を行い、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し長寿命化に向けた取組を行っていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆昭和町分室は、今後の施設のあり方や利用方法を検討します。 ◆消防団詰所及び備蓄倉庫は、市民の安全・安心に不可欠な施設であるため、効率的な維持管理に努めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆昭和町分室の施設のあり方や、その利用方法について検討します。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

4 社会教育系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	福島会館	直営	平成 3(1991)年度	29	898.34
2	玉川会館	直営	昭和 49(1974)年度	46	625.72
3	朝日会館	直営	昭和 59(1984)年度	36	570.08
4	堀向会館	直営	昭和 44(1969)年度	51	355.11
5	大神会館	直営	昭和 46(1971)年度	49	526.83
6	昭和会館	直営	昭和 47(1972)年度	48	514.28
7	緑会館	直営	平成 4(1992)年度	28	641.85
8	拜島会館	直営	昭和 43(1968)年度	52	627.46
9	やまのかみ会館	直営	都営住宅内		
10	武蔵野会館	直営	平成 17(2005)年度	15	1,037.69
11	富士見会館	直営	都営住宅内		
12	アキシマエンシス(国際交流教養文化棟)	指定管理	令和元(2019)年度	1	5,329.27
13	市民図書館昭和分館※	指定管理	昭和 47(1972)年度	48	72.00
14	市民図書館緑分館※	指定管理	平成 4(1992)年度	28	110.25
15	市民図書館やまのかみ分室	指定管理	都営住宅内		
16	旧市民図書館つつじが丘分室	直営	平成 3(1991)年度	29	73.01

※ 市民図書館昭和分館、市民図書館緑分館は市立会館内の施設です。

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 市立会館は、施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていきます。また、社会情勢等を勘案し、施設の機能転換や複合化等により効率的・効果的なサービスの提供等を図ることや、時代の要請に対応した魅力ある公共施設へと再構築し、持続可能な行政サービスについて検討を進めていきます。加えて、施設数が多いことから、更新等の時期が集中しないように配慮するとともに、地区別の人口動向を踏まえ適正な配置も検討する必要があります。
- ◆ 旧市民図書館については、隣接する都道 3・2・11 号の拡幅工事に伴い令和 2(2020)年度に解体を実施し、令和 2(2020)年 3 月に教育福祉総合センターとして「アキシマエンシス」が開館し、図書館本館機能を有した国際交流教養文化棟を新設しました。また、それに伴い、市民図書館つつじが丘分室は図書館機能を廃止しました。
- ◆ 市民図書館本館の移転に伴い、東部地域の分館機能については、建替え予定である市民交流センター(市民総合交流拠点施設)への設置を進めていきます。また、将来的な図書館分館・分室の適正な配置を検討する必要があります。
- ◆ アキシマエンシス及び図書館分館、分室については、指定管理者制度を導入し、施設の管理運営業務を包括的に行うとともに、民間事業者が有するノウハウ等を活用することにより、多様化する市民サービスに対し、効果的、効率的な対応を図っていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆市立会館は、利用者の利便性等を踏まえ更新等時期が集中しないように配慮し、個別施設計画に基づき改修事業を進めます。 ◆アキシマエンスの個別施設計画を策定するとともに、開館に伴う利用状況を注視・検証し、他施設との集約化、複合化など施設の再編を含めた市内全域における適切な配置の検討を進めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆アキシマエンスの個別施設計画を策定します。 ◆玉川会館は、近隣施設の市民交流センターの建替えに伴う機能の集約化を含め、今後の施設のあり方を検討します。 ◆市民図書館本館移行に伴い、東部地域の分館機能について、建替え予定である市民交流センター（市民総合交流拠点施設）へ設置します。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆市内に11館ある市立会館については、人口動向を踏まえ、適正な配置を検討します。

5 産業系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	勤労商工市民センター	直営	昭和 51(1976)年度	44	2,243.33

(1) 現状の課題や今後の方針

◆ 勤労商工市民センターは、建設から 40 年以上が経過しており、平成 27(2015)年に耐震補強工事を実施し、耐震性能は改善しているものの、他の設備、特に機械設備（空調・給排水）については建設当時のままであり、経年劣化が著しく、また、時代の変化に応じた機能を有するような改修も実施されておらず、市民ニーズに対応した公共施設とはなっていません。

また、新たな市民総合交流拠点施設の整備に伴い、勤労商工市民センターの一部機能の複合化を行うことから、その中で老朽化の状況や利用状況等を検証し、機能移転後の施設のあり方などの検討も進めていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆勤労商工市民センターは、市民総合交流拠点施設の整備に伴う施設の複合化・多機能化を踏まえ、施設の今後のあり方を検討します。
② 短期目標（5年程度 令和 8(2026)年度まで）
◆市民総合交流拠点施設の整備に伴う一部機能の移転により、その後の施設のあり方を検討するとともに、当面の間は対症的な事後保全で対応します。
③ 中期目標（10年程度 令和 13(2031)年度まで）
◆一部機能の移転後の施設の利用方法やあり方を検討し、あわせて、東京都より無償貸与されている土地の返還時期等について、検討します。なお、今後も施設を利用していく場合には、個別施設計画を策定します。
④ 長期目標（15年程度 令和 18(2036)年度まで）
◆個別施設計画を策定する場合には計画に基づいた改修事業を進めます。

6 子育て支援施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	子育てひろばほりむこう※1	直営	昭和44(1969)年度	51	361.45
2	子育てひろばなしのき	直営	平成19(2007)年度	13	103.98
3	なしのき保育園	委託	昭和48(1973)年度	47	632.26
4	福島保育園分園	委託	平成13(2001)年度	19	170.50
5	上ノ原保育園分園	委託	平成19(2007)年度	13	225.00
6	東学童クラブ※2	委託	昭和47(1972)年度	48	94.10
7	福島学童クラブ	委託	平成13(2001)年度	19	161.47
8	第二武蔵野学童クラブ	委託	昭和55(1980)年度	40	119.25
9	武蔵野学童クラブ	委託	平成3(1991)年度	29	193.77
10	玉川学童クラブ※2	委託	昭和42(1967)年度	53	72.28
11	第二玉川学童クラブ※2	委託	昭和42(1967)年度	53	74.30
12	中神学童クラブ	委託	都営住宅内		
13	第二中神学童クラブ※2	委託	昭和46(1971)年度	49	60.20
14	つつじが丘学童クラブ	委託	平成27(2015)年度	5	464.36
15	昭和学童クラブ	委託	平成10(1998)年度	22	191.69
16	第二昭和学童クラブ※3	委託	民間施設内		
17	大神学童クラブ	委託	平成20(2008)年度	12	191.93
18	拝島第三学童クラブ※2	委託	昭和50(1975)年度	45	83.30
19	田中学童クラブ	委託	田中町住宅内		
20	緑学童クラブ※4	委託	平成4(1992)年度	28	198.03
21	拝島第一学童クラブ	委託	平成26(2014)年度	6	436.55
22	富士見学童クラブ	委託	昭和58(1983)年度	37	184.08
23	拝島第二学童クラブ	委託	平成19(2007)年度	13	183.84
24	美堀学童クラブ	委託	昭和56(1981)年度	39	120.66
25	児童センター	委託	平成15(2003)年度	17	1,394.99

※1 子育てひろばほりむこうは旧堀向保育園の園舎を使用しています。

※2 東学童クラブ、玉川学童クラブ、第二玉川学童クラブ、第二中神学童クラブ、拝島第三学童クラブは学校施設の余裕教室を利用した施設です。

※3 第二昭和学童クラブは平成28年3月末に社会福祉法人の施設内に移転しました。

※4 緑学童クラブは市立会館内の施設です。

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 子育て支援施設は、保育需要及び児童の健全育成に応える施設であるため、全ての施設において利用率が高く、現在の規模、位置で維持管理を実施していくべき必要性の高い施設です。乳幼児及び児童が日常的に使用する施設であり、施設の安全確保については特に重視するとともに、常に施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 子育てひろばほりむこう及びなしのき保育園は、建設から40年以上経過しており、引き続き、施設の劣化状況等を踏まえ保全計画に沿って維持管理を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていく必要があります。
- ◆ 学童クラブで、小学校の敷地内や余裕教室を利用している場合には、学校施設の長寿命化や建替計画時には複合化を進めていくとともに、対象範囲を拡大する場合には、利用児童数の増加を見据えた適正な規模についても検討を進めていきます。
- ◆ つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合に伴い、平成28(2016)年4月1日より、つつじが丘小学校敷地内につつじが丘学童クラブを開設しました。このため、児童センター内のつつじが丘北学童クラブ及びつつじが丘南学童クラブは平成28(2016)年3月末で廃止し、つつじが丘学童クラブに統合しました。なお、つつじが丘南学童クラブはアキシマエシス整備事業に伴い、平成29(2017)年9月に解体を行いました。
- ◆ 児童センターの建設経過年数は17年と、他の施設と比べると比較的新しい施設ですが、施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、施設の劣化状況等を踏まえ保全計画に沿って維持管理を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆子育て支援施設は、乳幼児や学童が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視します。 ◆小学校の敷地内や余裕教室を利用している学童クラブは、学校施設の個別施設計画や建替計画の際の整合性を図りながら計画的な維持管理を実施していきます。また、利用対象範囲の拡大する場合には、利用児童数を見据えた適正な規模についても検討を進めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆年少人口及び待機児童の状況を踏まえ、待機児童解消に向けた適正な施設量を検討します。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆小学校の適正な施設量を検討する中で、学童クラブについても適正な施設量を検討します。

7 保健・福祉施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積 (㎡)
1	保健福祉センター	直営	平成 13(2001)年度	19	6,106.83
2	朝日町高齢者福祉センター	直営	都営住宅内		
3	松原町高齢者福祉センター	直営	都営住宅内		
4	拝島町高齢者福祉センター	直営	都営住宅内		
5	福島会館陶芸室	直営	平成 25(2013)年度	7	70.93

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 保健福祉センターは、建設経過年数が 19 年と比較的新しい施設ですが、屋上防水、外壁、空調設備の改修時期を迎えているため、常に施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていきます。
また、災害時には医療活動拠点（医療救護活動拠点及び災害薬事センター）として活用されることも踏まえ、施設のあり方の検討を含め、総合的な視点から長寿命化の取組を進めていきます。
- ◆ 高齢者福祉センターは、高齢者が地域で元気に暮らせるような活動場所の提供など、その必要性は高く、施設が都営住宅施設内に設置されていることから、都営住宅の保全状況を見極めながら、定期的な点検を行い、常に施設の状態を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全について十分に調整を図り、東京都の対応に合わせ、連携して長寿命化に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 有料施設は、施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図る必要があります。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図ります。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆都営住宅内の高齢者福祉センターは、点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用することを進めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13年度(2031)まで）
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設の個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

8 スポーツ・レクリエーション系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	総合スポーツセンター	委託	昭和 48(1973)年度	47	7,973.25
2	市民球場	委託	平成 21(2009)年度	11	619.68
3	みほり体育館	直営	都営住宅内		
4	市民プール	委託	昭和 48(1973)年度※	47	650.61
5	富士見高原青少年等山の家	直営	平成 3(1991)年度	29	140.28

※ 市民プールは平成 4 (1992) 年度に管理棟を建替えています。

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 総合スポーツセンターは、建設から 40 年以上経過しており、平成 26 (2014) 年度に実施した施設老朽化調査の結果を踏まえると、大規模な改修が必要となっています。施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、計画的な予防保全による長寿命化を進めていきます。
- ◆ 市民球場は、風雨や日焼けによる球場内壁の色褪せに伴う塗装修繕や、内野席の椅子取替、天然芝の張替等、施設維持のために具体的な対応が必要なことから、計画的な予防保全による長寿命化を進めていきます。
- ◆ みほり体育館は、都営住宅施設内に開設された施設であり、開設後 19 年が経過していることから、都営住宅施設の更新時期を注視しながら、保全状況を見極め、予防保全による長寿命化を進めていきます。
- ◆ 市民プールは、建設から 40 年以上が経過する中で、管理棟は平成 4(1992)年に建替えを行いました。施設全体としては老朽化が進行しており、開設前には毎年多くの修繕を繰り返しています。令和 15(2033)年には建設後 60 年を迎えるため、令和 2(2020)年に施設劣化度調査を実施し、その結果、広範囲における劣化の進行が確認されたことから、安全性を最優先した施設のあり方について検討を進めていきます。
- ◆ 市民球場や市民プールなどの屋外運動施設については、猛暑日や熱中症アラート等の状況も踏まえた中で、施設のあり方について検討を進めていきます。
- ◆ 富士見高原青少年等山の家は、長野県諏訪郡富士見町にある施設です。市民団体の利用等が減少している中で、早期に施設廃止の決定を行った後に、施設付きで売却を進めていきます。
- ◆ 拝島公園プール跡地は、令和 2 (2020)年度に解体し、跡地は芝生化をして広場として供用しました。今後、利活用の際には市民参画を前提とした検討を進めていきます。
- ◆ 施設運営における民間活力の導入の検討を行っていくとともに、あわせて施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図っていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆各施設における建設経過年数や施設規模等を考慮するとともに、個別施設計画に基づく改修事業を進めます。 ◆施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図っていきます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆総合スポーツセンターは、大規模改修事業とあわせ、PFIや指定管理者制度等、民間活力の導入による効果的・効率的な施設整備や運営方法についても検討します。 ◆市民プールは、施設老朽化度調査の結果を基に、稼働可能期間や今後の施設のあり方について検討していきます。 ◆富士見高原青少年等山の家は、施設廃止や売却について検討を進めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

9 供給処理施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	清掃センター	直営	平成 6(1994)年度	26	5,516.78
2	不燃ごみ等中継地	直営	平成 4(1992)年度	28	25.00
3	環境コミュニケーションセンター	直営	平成 22(2010)年度	10	7,418.54
4	資材管理施設	直営	平成 22(2010)年度	10	60.85
5	クリーンセンター	直営	昭和 43(1968)年度	52	651.34

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 清掃センターは、広域化による可燃ごみの共同処理体制に向けた協議を進めてきましたが、改めて施設状況を調査したところ、プラント施設が想定以上に安定しており、当面の間、自区内処理を継続することとしました。引き続き市民とともに更なるごみの減量化を推進し、施設の安定稼働に努めながら、今後の可燃ごみ処理のあり方について早急に検討を進めていきます。
- ◆ 環境コミュニケーションセンターは、建設経過年数は10年と、比較的新しい施設のため、目立った老朽化は見られません。精密機能検査を実施し、引き続き、計画的な維持管理を行うとともに、常に施設の状況を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていきます。
- ◆ クリーンセンターは、建設後50年以上が経過している状況にあることから、管理棟等を解体し、平成30(2018)年度に建替えを実施しました。希釈放流施設については、塗装及び防水工事を実施するとともに、常に施設の状況を把握して劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全を実施し、長寿命化に向けた取組を進めていきます。また、未利用地の活用方法等の検討も進めていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆清掃センターは、当面の間安定稼働に努めながら、今後の可燃ごみ処理のあり方について早急に検討を進めます。 ◆クリーンセンターは、未利用地の活用方法等の検討を進めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。 ◆清掃センターは、当面の間安定稼働に努めながら、今後の可燃ごみ処理のあり方について早急に検討を進めます。 ◆クリーンセンターは、未利用地の活用方法等の検討を進めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

10 公営住宅

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	シルバー住宅	直営	平成10(1998)年度	22	1,310.07

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 昭島市シルバー住宅は、平成26(2014)年3月に「昭島市営住宅長寿命化計画」を策定していますが、計画期間が令和5(2023)年度までとなっているため、新たな計画の策定が必要となります。

引き続き施設の長寿命化を図るとともに、運営方法も含めた施設のあり方について検討していきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆長寿命化計画に沿って、着実に長寿命化を実施します。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆現在の長寿命化計画が令和5(2023)年度までとなっていることから、運営方法を含めた施設のあり方を検討しつつ、新たな計画を策定します。
◆点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全への活用を進めていきます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆長寿命化計画に従い、改修を実施します。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆長寿命化計画に従い、改修を実施します。
◆施設のあり方の検討結果に基づき、適切な対応を図っていきます。

1 1 公園内施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	エコ・パーク管理棟	委託	平成 23(2011)年度	9	192.00
2	くじら運動公園管理棟	委託	昭和 58(1983)年度	37	108.84
3	昭和公園管理事務所等	直営	昭和 52(1977)年度	43	371.40
4	昭和公園便所	直営	平成 12(2000)年度	20	52.55
5	八清公園便所	直営	平成 14(2002)年度	18	16.03
6	中神公園便所	直営	平成 14(2002)年度	18	13.73
7	拝島公園便所	直営	平成 11(1999)年度	21	24.51
8	林ノ上公園便所	直営	平成 15(2003)年度	17	10.68
9	田中町住宅第一公園便所	直営	平成 16(2004)年度	16	10.97
10	田中町住宅第二公園便所	直営	昭和 54(1979)年度	41	12.96
11	田中町住宅第三公園便所	直営	昭和 54(1979)年度	41	12.96
12	上水南第一公園便所	直営	平成 18(2006)年度	14	10.89
13	多摩川緑地くじら運動公園便所	直営	昭和 48(1973)年度	47	45.67
14	つつじが丘公園便所	直営	平成 8(1996)年度	24	16.02
15	市民会館公園便所	直営	平成 17(2005)年度	15	17.73
16	北文化公園便所	直営	平成 15(2003)年度	17	10.68
17	日ノ出公園便所	直営	平成 18(2006)年度	14	10.96
18	美ノ宮公園便所	直営	平成 16(2004)年度	16	11.67
19	朝日町いこい公園便所	直営	平成 20(2008)年度	12	12.17
20	上ノ台公園便所	直営	平成 19(2007)年度	13	11.60
21	みほり広場便所	直営	平成 4(1992)年度	28	14.50
22	上水公園便所	直営	平成 5(1993)年度	27	7.70
23	下林公園便所	直営	平成 9(1997)年度	23	14.12
24	美堀町四丁目公園便所	直営	平成 9(1997)年度	23	16.16
25	清泉公園便所	直営	平成 11(1999)年度	21	4.45
26	稲荷公園便所	直営	平成 13(2001)年度	19	4.43
27	緑ヶ丘公園便所	直営	平成 7(1995)年度	25	18.14
28	やまのかみ公園便所	直営	平成 18(2006)年度	14	23.92
29	なごみ公園便所	直営	平成 23(2011)年度	9	6.06
30	美堀町一丁目かけはし公園便所	直営	平成 24(2012)年度	8	4.47
31	美堀町一丁目ほほえみ公園便所	直営	平成 28(2016)年度	4	4.95
32	むさしの公園便所	直営	平成 28(2016)年度	4	21.70
33	エコ・パーク便所	直営	平成 23(2011)年度	9	40.50
34	東町一丁目児童遊園便所	直営	平成 3(1991)年度	29	7.80
35	東町北部児童遊園便所	直営	平成 5(1993)年度	27	1.01
36	郷地稲荷神社児童遊園便所	直営	昭和 62(1987)年度	33	5.40
37	福島神社児童遊園便所	直営	平成 2(1990)年度	30	7.80
38	みのり児童遊園便所	直営	平成 4(1992)年度	28	7.80
39	富士見児童遊園便所	直営	平成 19(2007)年度	13	1.01
40	睦会児童遊園便所	直営	昭和 60(1985)年度	35	5.40

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
41	玉川児童遊園便所	直営	平成元(1989)年度	31	7.80
42	諏訪神社児童遊園便所	直営	民間施設を無償で使用		
43	昭和町一丁目児童遊園便所	直営	昭和 58(1983)年度	37	6.25
44	駒形神社児童遊園便所	直営	昭和 61(1986)年度	34	5.40
45	東ノ岡児童遊園便所	直営	昭和 58(1983)年度	37	5.40
46	田中町一丁目児童遊園便所	直営	平成 4(1992)年度	28	1.01
47	松原町一丁目児童遊園便所	直営	平成 5(1993)年度	27	8.40
48	松原町三丁目児童遊園便所	直営	平成 25(2013)年度	7	6.88
49	松原児童遊園便所	直営	平成 23(2011)年度	9	11.25
50	拝島天神社児童遊園便所	直営	昭和 58(1983)年度	37	5.40
51	拝島町四丁目児童遊園便所	直営	平成 2(1990)年度	30	4.80
52	拝島町四丁目南児童遊園便所	直営	平成 21(2009)年度	11	6.10
53	中神町二丁目児童遊園便所	直営	平成 11(1999)年度	21	4.43
54	宮沢文化児童遊園便所	直営	平成 13(2001)年度	19	6.90
55	大神四丁目児童遊園便所	直営	平成 15(2003)年度	17	5.19
56	松原町一丁目中児童遊園便所	直営	平成 20(2008)年度	12	4.84
57	小荷田児童遊園便所	直営	平成 21(2009)年度	11	12.55
58	富士見児童遊園休憩舎	直営	昭和 56(1981)年度	39	33.12

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ 施設の多くは公園等に設置されている公衆便所ですが、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえ、計画的な維持管理を進めていく必要があります。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆くじら運動公園管理棟、エコ・パーク管理棟及び昭和公園管理事務所等は個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
◆その他の施設は、定期的な点検を実施し、建設経過年数や施設の劣化状況を踏まえ、優先順位を定め、計画的に改修または建替えを実施します。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆各施設における個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

12 その他

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	中神分室	直営	平成4(1992)年度	28	529.97
2	大神四丁目集会所	直営	平成17(2005)年度	15	72.75
3	昭和公園立体駐車場	委託	平成20(2008)年度	12	2,317.35
4	東中神駅自由通路	委託	平成29(2017)年度	3	466.44
5	中神駅自由通路	委託	昭和60(1985)年度	35	330.00
6	拝島駅自由通路	委託	平成21(2009)年度	11	1,814.31
7	東中神駅昇降機	委託	平成29(2017)年度	3	39.21
8	中神駅昇降機	委託	平成19(2007)年度	13	72.05
9	昭島駅昇降機	委託	平成14(2002)年度	18	44.52
10	拝島駅昇降機	委託	平成21(2009)年度	11	108.50
11	西立川駅南口自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	21	6.59
12	東中神駅北口第二自転車等駐車場	指定管理	平成30(2018)年度	2	9.02
13	東中神駅南側自転車等駐車場	指定管理	平成27(2015)年度	5	7.86
14	中神駅北口第一自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	21	6.59
15	中神駅南口第一自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	21	6.59
16	昭島駅南口立体自転車等駐車場	指定管理	平成4(1992)年度	28	856.41
17	拝島駅北口自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	21	5.31
18	拝島駅南口地下自転車等駐車場	指定管理	平成26(2014)年度	6	3,528.57
19	東中神駅前公衆便所	直営	平成29(2017)年度	3	117.83
20	中神駅北口公衆便所	直営	平成19(2007)年度	13	16.88
21	昭島駅南側公衆便所	直営	平成22(2010)年度	10	17.16
22	拝島駅前公衆便所	直営	平成21(2009)年度	11	119.40

(1) 現状の課題や今後の方針

- ◆ その他の施設は、駅自由通路、自転車等駐車場、駅公衆便所等です。
- ◆ 自転車等駐車場の運営は指定管理により実施しています。
- ◆ 東中神駅前公衆便所は、平成29(2017)年度の東中神駅自由通路等整備に併せ、建替えを行いました。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆延床面積が大きい昭和公園立体駐車場、昭島駅南口立体自転車等駐車場及び拝島駅南口地下自転車等駐車場は、個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆自転車等駐車場は、現在実施している法定点検及び自転車ラック等の定期点検を引き続き確実に実施するとともに、それ以外の点検についても定期的に実施します。
◆自由通路は、通路の状態を常に把握し、状況に応じた適切な対策を行い、重大な損傷の発生を防止するとともに、健全な維持管理に努めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆劣化状況を調査して、長寿命化すべき建物を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。
◆昭和公園立体駐車場、昭島駅南口立体自転車等駐車場及び拝島駅南口地下自転車等駐車場は、個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆劣化状況を調査して、長寿命化すべき建物を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。
◆昭和公園立体駐車場、昭島駅南口立体自転車等駐車場及び拝島駅南口地下自転車等駐車場は、個別施設計画に基づき、改修事業を進めます。

13 上水道事業

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過 年数	延床面積 (㎡)
1	東部配水場	直営	平成 25(2013)年度	7	1,930.69
2	中央配水場	直営	昭和 54(1979)年度	41	1,188.42
3	西部配水場	直営	平成 27(2015)年度	5	775.69
4	北部配水場	直営	平成 29(2017)年度	3	778.92

(1) 現状の課題や今後の方針

水道施設のうち配水場は、東部、西部、中央及び平成 29(2017)年度に完成した北部を含め 4 施設となっています。東部及び西部配水場については耐震化を含めた更新工事が完了してはいますが、中央配水場については、平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度の 5 年で配水池の耐震補強事業を実施しているほか、今後、水道施設管理計画に基づく長期計画により、建屋を含めたポンプ設備、自家発電設備等の更新工事を実施していきます。

管路は、導水管・送水管・配水管の総延長が 276,571m となっており、このうち耐震管の延長は 96,588m で耐震化率 34.9%、耐震適合性のある管を含めると延長は 157,103m で耐震化率 56.8% となっています。今後も、引き続き配水管等の布設替等を計画的に進め、耐震化の向上を図っていきます。

地下水保全のため、市内に 20 本ある水源井の定期的な改修・更新及び調査の実施等により、適正揚水量内での揚水を継続していきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針	◆本市の宝である深層地下水 100% のおいしい水を、将来にわたり安全に安定して供給していくために、「第二次昭島水道事業基本計画」に掲げた、安全、強靱・持続の実現のため、水道施設を総合的かつ計画的に管理し、「持続可能な水道」の実現を目指します。
② 短期目標（5 年程度 令和 8(2026)年度まで）	◆「第六次昭島市総合基本計画」に掲げた配水管の目標耐震化率 42.6% 達成(令和 9 年度)に向けて、「管網整備計画」に基づき、配水管網の整備・耐震化を推進します。また、毎年度実施している漏水調査を継続し、漏水箇所の早期発見に努めます。さらに、水源井の定期的なしゅんせつ改修、カメラ調査を継続して実施します。
③ 中期目標（10 年程度 令和 13(2031)年度まで）	◆水道水の安定供給の確保を図るため、平成 30(2018)年度に策定した「第二次昭島水道事業基本計画」に基づき、策定後 10 年を目標年度とする各種施策を計画的に実施します。
④ 長期目標（15 年程度 令和 18(2036)年度まで）	◆「水道事業基本計画」を適時・適切に見直し各種施策を実施することにより、深層地下水 100% のおいしい水を、将来にわたり安全に安定して供給します。

1 4 下水道事業

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)
1	郷地ポンプ場	委託	昭和 58(1983)年度	37	392.43

(1) 現状の課題や今後の方針

下水道事業は、昭和 47(1972)年度に事業認可を取得し汚水事業はほぼ 100%の整備が完了しています。現在の下水道施設のストックは、管渠 322,088mとポンプ施設 1箇所となっていますが、今後は、現在実施している耐震化に加え、施設の長寿命化及び更新等の大規模な再整備が必要となっています。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆下水道は、公共用水域の保全・生活環境の向上・浸水被害の解消を目的としており、市民生活に直結する重要なライフラインの一つとなっています。
◆下水道事業を将来にわたり継続するために、施設の健全度の把握及び閉塞等の事故防止を図るため、定期的な点検・調査・清掃を実施し、安全で快適な下水道を目指します。
◆引き続き、現在実施している大規模地震に備えた耐震化をはじめ、新たに施設の老朽化対策に取り組む必要があるため、日常点検・詳細調査結果に基づいた長寿命化計画を策定し、コスト縮減を図りながら施設の延命化に努めるとともに、浸水被害の解消のため、引き続き雨水幹線・主要な枝線の整備を進めます。
② 短期目標（5年程度 令和 8(2026)年度まで）
◆経営戦略に基づく財源の確保に努め、耐震化、長寿命化、雨水管の整備と並行して郷地ポンプ場の耐水化を推進します。
③ 中期目標（10年程度 令和 13(2031)年度まで）
◆所有資産を的確に把握し、将来負担を見据えた適切な料金設定等、的確な財源確保に取組、経営の健全化を図りつつ、耐震化、長寿命化、雨水管の整備を推進していきます。
④ 長期目標（15年程度 令和 18(2036)年度まで）
◆下水道総合計画に基づきコスト縮減を図りながら、長寿命化対策・雨水管整備率の向上を目指します。

15 道路

(1) 現状の課題や今後の方針

本市は、市民総合交流拠点施設となる市民交流センターの建替えによる整備や、学校給食共同調理場の建替えによる整備も予定しており、今後も財政需要の高まりが予想される中、一般財源収入は大幅な改善を見通せる状況になく、厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

今後においても管理する市道について計画的な補修や改善を実施しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮小するための予防措置と財政負担の平準化を行いながら、将来にわたる適正な機能維持に努めるとともに、地域の実状に合った道路整備を行い周辺道路の渋滞緩和・安全対策を図り、交差点付近の植樹帯・街路樹を整備し視界を確保することにより、自転車・歩行者が安心して通行できる空間の確保に努めていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆幹線道路の体系的整備と安全で快適な生活道路網の充実を目指す中で、うるおいとゆとりのある道路空間の確保を図ります。また、ユニバーサルデザインの視点に基づく道路施設の改良や快適な歩行空間の推進に努めます。 ◆日常の管理については、予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保に努めるとともに、国道・都道の管理者との連携を推し進めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆道路パトロールの実施や市民等からの情報を集約・調査・分析し、破損箇所等の早期発見と迅速な対応を図り、道路の連続性を保持できるよう、適切な維持管理に努めます。 ◆上・下水道、電気、ガス等の道路占用施設については、関係機関と調整し、適切な道路の保全に努めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆道路ストック総点検結果や、道路の利用状況、他路線の配置等を踏まえて今後の維持・修繕の方針を検討します。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆計画的な維持管理による道路の長寿命化、管理コストの平準化を図ります。 ◆歩道の延長と有効幅員の確保を図り、人にやさしい快適な歩道空間の形成を図ります。

16 橋りょう

(1) 現状の課題や今後の方針

本市が管理する橋りょうは、全部で43橋あります。建設された年次が分からない橋りょうも多く存在し、その多くが高度経済成長期以前に建設されたと考えられるため、今後、老朽化による架替えが集中し、財政負担が大きくなることが懸念されています。

こうした中、平成31年3月に昭島市橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、今後の維持管理について、5年毎に定期的な点検を実施し、損傷の進行が軽微な段階で対応するなど、計画的な補修や改善を実施しながら長寿命化を進めていきます。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕等を図ることにより長寿命化を進めます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆定期的な点検の実施により、破損箇所の早期発見と早期改修を図り、道路の連続性を保持できるように、適切な維持管理に努めます。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆道路ストック総点検を実施し、その結果に基づき長寿命化計画を更新することで橋りょうの安全確保に努めます。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆定期的な点検を進めつつ、老朽化や損傷が進行しているなど、架け替えの必要性等について、検討していきます。

17 公園

(1) 現状の課題や今後の方針

公園は、憩いの場、運動の場、児童の健康増進の場として多くの市民に利用されています。そのため、公園内の施設や空間は、多くの機能を併せ持ち、幼児から高齢者、障害者等の幅広い市民が多目的に利用できる公園として整備することが重要です。また、指定された公園については、災害時の広域避難場所としての機能整備を進めていきます。

本市が管理する公園は、都市公園42箇所、児童遊園49箇所、その他の公園2箇所です。面積は、都市公園が483,298㎡、児童遊園が32,758㎡、その他の公園が24,747㎡です。

主なものとして、昭和公園（121,640㎡）、多摩川緑地くじら運動公園（106,194㎡）、宮沢広場（23,369㎡）等があります。

(2) 基本方針と各期における目標

① 基本方針
◆公園内の施設や空間は、多くの機能を併せ持ち、幼児から高齢者、障害者等の幅広い市民が多目的に利用できる公園として整備することが重要です。また、指定された公園については、災害時の広域避難場所としての機能整備を進めていきます。
② 短期目標（5年程度 令和8(2026)年度まで）
◆公園施設の適切な維持管理に努め、安全で利便性の高い公園整備を推進します。
③ 中期目標（10年程度 令和13(2031)年度まで）
◆計画的な維持管理による公園の長寿命化、管理コストの平準化を図ります。
④ 長期目標（15年程度 令和18(2036)年度まで）
◆地域性や利用度等により、各公園の必要性の検討を行なっていきます。

昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会

1 昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会要綱 (設置)

第1条 昭島市における公共施設等について、適正な維持・管理及び最適な配置にかかる基本方針を定める昭島市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）並びに各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替計画（以下「個別施設計画」という。）の着実な推進を図るため、昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 総合管理計画及び個別施設計画の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- (1) 総合管理計画等の推進に関し識見を有する者 4人以内
- (2) 公募による市民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による最終の報告をしたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から実施する。

2 昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会委員名簿

選出区分	所属団体等	氏名（敬称略）
識見を有する者	東京都立大学都市環境学部（准教授）	◎ 荒井 康裕
識見を有する者	民間施設管理者	○ 菅谷 厚史
識見を有する者	昭島市行財政改革推進会議委員	和田 篤彦
識見を有する者	昭島自治会連合会	柳井 俊男
公募市民		杉田 一男

◎委員長 ○副委員長

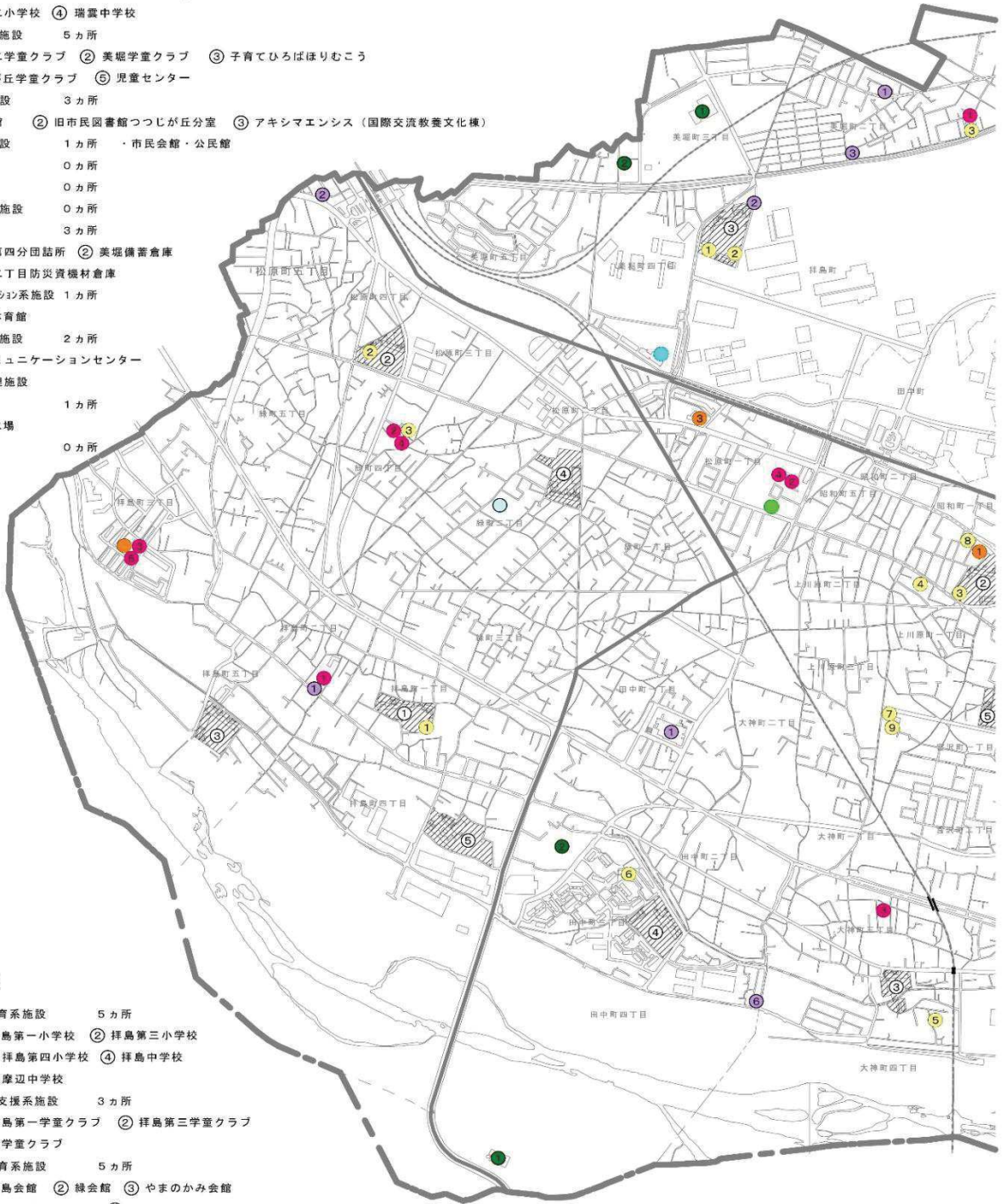
3 委員会開催経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和3年6月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等総合管理計画の概要 2 改定にあたっての基本的な考え方 3 計画への記載を検討する事項 4 今後の予定について
第2回	令和3年7月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の保有状況 2 計画策定からこれまでに実施した対策 3 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込
第3回	令和3年8月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状や課題に関する基本認識 2 課題を踏まえた公共施設の保有量（縮減目標） 3 公共施設等の管理に関する基本方針 4 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針 5 フォローアップの実施方針
第4回	令和3年10月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭島市総合基本計画（素案）パブリックコメントのうち、公共施設等に関するものについて 2 公共施設等総合管理計画【資料編】（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）について

施設分布図

第二地区

- 学校教育系施設 4カ所
 ① アキシマエンス（校舎棟・体育館） ② つつじが丘小学校
 ③ 拝島第二小学校 ④ 瑞雲中学校
- 子育て支援系施設 5カ所
 ① 拝島第二学童クラブ ② 美堀学童クラブ ③ 子育てひろばほりむこう
 ④ つつじが丘学童クラブ ⑤ 児童センター
- 社会教育系施設 3カ所
 ① 郷向会館 ② 旧市民図書館つつじが丘分室 ③ アキシマエンス（国際交流教養文化棟）
- 市民文化系施設 1カ所 ・ 市民会館・公民館
- 産業系施設 0カ所
- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉系施設 0カ所
- 行政系施設 3カ所
 ① 消防団第四分団詰所 ② 美堀備蓄倉庫
 ③ 美堀町二丁目防災資機材倉庫
- スポーツ・レクリエーション系施設 1カ所
 ・ みほり体育館
- 供給処理施設施設 2カ所
 ① 環境コミュニケーションセンター
 ② 資材管理施設
- 上水道施設 1カ所
 ・ 中央配水場
- 下水道施設 0カ所



第五地区

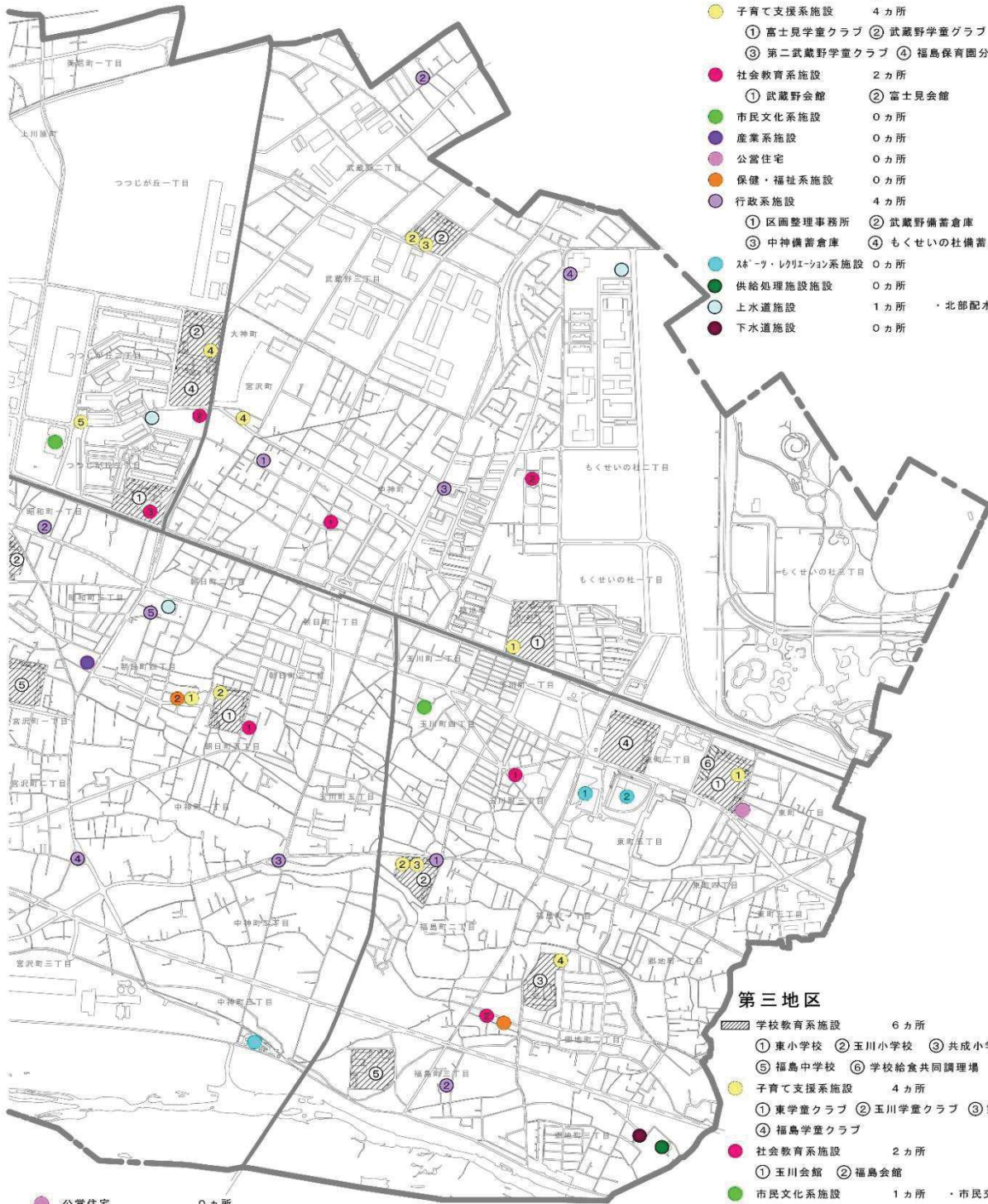
- 学校教育系施設 5カ所
 ① 拝島第一小学校 ② 拝島第三小学校
 ③ 旧拝島第四小学校 ④ 拝島中学校
 ⑤ 多摩辺中学校
- 子育て支援系施設 3カ所
 ① 拝島第一学童クラブ ② 拝島第三学童クラブ
 ③ 緑学童クラブ
- 社会教育系施設 5カ所
 ① 拝島会館 ② 緑会館 ③ やまのかみ会館
 ④ 市民図書館緑分館 ⑤ 市民図書館やまのかみ分室
- 市民文化系施設 0カ所
- 産業系施設 0カ所
- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉系施設 1カ所 ・ 拝島町高齢者福祉センター
- 行政系施設 2カ所 ① 消防団第三分団詰所 ② 拝島駅前備蓄倉庫
- スポーツ・レクリエーション系施設 0カ所
- 供給処理施設施設 0カ所
- 上水道施設 1カ所 ・ 西部配水場
- 下水道施設 0カ所

第四地区

- 学校教育系施設 5カ所
 ① 中神小学校 ② 光華小学校 ③ 成隣小学校 ④ 田中小学校
 ⑤ 清泉中学校
- 子育て支援系施設 9カ所
 ① 中神学童クラブ ② 第二中神学童クラブ ③ 昭和学童クラブ ④ 第二昭和学童クラブ
 ⑤ 大神学童クラブ ⑥ 田中学童クラブ ⑦ なしのき保育園 ⑧ 上ノ原保育園分園
 ⑨ 子育てひろばなしのき
- 社会教育系施設 4カ所
 ① 朝日会館 ② 昭和会館 ③ 大神会館 ④ 市民図書館昭和分館
- 市民文化系施設 1カ所 ・ 松原町コミュニティセンター
- 産業系施設 1カ所 ・ 勤労商工市民センター

施設分布図

※施設分布図の記載内容については、公園施設内（公園便所など）及びその他（自転車等駐輪場など）は記載しておりません。



第一地区

- 学校教育系施設 2カ所
 - ① 富士見丘小学校 ② 武蔵野小学校
- 子育て支援施設 4カ所
 - ① 富士見学童クラブ ② 武蔵野学童クラブ
 - ③ 第二武蔵野学童クラブ ④ 福島保育園
- 社会教育系施設 2カ所
 - ① 武蔵野会館 ② 富士見会館
- 市民文化系施設 0カ所
- 産業系施設 0カ所
- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉系施設 0カ所
- 行政系施設 4カ所
 - ① 区画整理事務所 ② 武蔵野備蓄倉庫
 - ③ 中神備蓄倉庫 ④ もくせいの杜備蓄倉庫
- ｽﾎｰﾌﾞ・ｾﾞｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 0カ所
- 供給処理施設 0カ所
- 上水道施設 1カ所 ・北部配水場
- 下水道施設 0カ所

第三地区

- 学校教育系施設 6カ所
 - ① 東小学校 ② 玉川小学校 ③ 共成小学校 ④ 昭和中学校
 - ⑤ 福島中学校 ⑥ 学校給食共同調理場
- 子育て支援施設 4カ所
 - ① 東学童クラブ ② 玉川学童クラブ ③ 第二玉川学童クラブ
 - ④ 福島学童クラブ
- 社会教育系施設 2カ所
 - ① 玉川会館 ② 福島会館
- 市民文化系施設 1カ所 ・市民交流センター
- 産業系施設 0カ所
- 公営住宅 1カ所 ・シルバー住宅
- 保健・福祉系施設 1カ所 ・福島会館陶芸室
- 行政系施設 2カ所
 - ① 玉川備蓄倉庫 ② 福島備蓄倉庫
- ｽﾎｰﾌﾞ・ｾﾞｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 2カ所
 - ① 総合スポーツセンター ② 市民球場
- 供給処理施設 1カ所 ・クリーンセンター
- 上水道施設 0カ所
- 下水道施設 1カ所 ・郷地ポンプ場

- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉系施設 3カ所
 - ① 保健福祉センター ② 朝日町高齢者福祉センター ③ 松原町高齢者福祉センター
- 行政系施設 6カ所
 - ① 本庁舎 ② 昭和町分室 ③ 消防団第一分団詰所 ④ 消防団第二分団詰所
 - ⑤ 朝日備蓄倉庫 ⑥ 田中備蓄倉庫
- ｽﾎｰﾌﾞ・ｾﾞｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 1カ所 ・市民プール
- 供給処理施設 2カ所
 - ① 清掃センター ② 不燃ごみ等中継地
- 上水道施設 1カ所 ・東部配水場
- 下水道施設 0カ所

昭島市公共施設等総合管理計画（改定版）

策定年月：平成 29 年 3 月

改定年月：令和 4 年 3 月

発 行：昭島市

編 集：企画部行政経営担当

所 在 地：〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1

電 話：042-544-5111（代表）